

平成30年 9 月 森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成30年9月26日(水) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成30年9月26日(水) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	岡戸章夫	2番議員	加藤久幸
3番議員	中根信一郎	4番議員	岡野豊
5番議員	伊藤和子	6番議員	小澤哲夫
7番議員	吉筋恵治	8番議員	中根幸男
9番議員	鈴木托治	10番議員	西田彰
11番議員	亀澤進	12番議員	山本俊康

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松利郎
防災監	富田正治	企画財政課長	佐藤嘉彦
税務課長	小島行雄	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松成弘	産業課長	長野了
建設課長	中村安宏	定住推進課長	村松達雄
上下水道課長	高木純一	学校教育課長	西谷ひろみ
社会教育課長	鈴木富士男	病院事務局長	高田志郎
会計管理者	山下浩子		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 高木孝真

10 会議に付した事件

議案第49号 森町税条例等の一部を改正する条例について
 議案第50号 森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第52号 森町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第53号 森町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
 議案第54号 森町学校のあり方検討会設置条例を廃止する条例について
 議案第55号 公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第56号 平成30年度森町一般会計補正予算（第4号）
 議案第57号 平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 議案第58号 平成30年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 議案第59号 平成30年度森町病院事業会計補正予算（第1号）
 認定第1号 平成29年度森町一般会計歳入歳出決算認定について
 認定第2号 平成29年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 3号 平成29年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成29年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成29年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成29年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成29年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成29年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成29年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第10号 平成29年度森町病院事業会計決算認定について
- 発議第 2号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 発議第 3号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の提出について
- 一般質問
- 議員派遣について
- 第一常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第二常任委員会の閉会中の継続調査について
- 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 議案第60号 森町教育委員会教育長の任命について

< 議事の経過 >

議 長 (山本俊康君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

それでは、会議に入ります。

毎回申し上げますが、発言者は、マイクを近づけ、大きな声で、分かりやすい発言をお願いします。

日程第1「常任委員会所掌事務調査委員長報告」を行います。

7 番議員

第一常任委員会委員長、吉筋恵治君。

(吉筋恵治君) 第一常任委員長、吉筋恵治です。第一常任委員会所管事務調査についての委員長報告をいたします。

森町議会では、当森町における最大の課題の一つとして、人口減少問題に取り組むための対策を考える起点として、平成28年29年の2年にわたり、子育て中の保護者、また20から40歳代の働く世代の方々、本年30年7月には、町内ボランティア団体各代表の女性の皆様方から、町の現状課題や要望を伺ってまいりました。

その中でも、世代を超えて問題提起されたのが公共交通問題でありました。

バスの便の少なさ、バス・鉄道ルートに入っていない地域の住民の不便さ、自主運行バス料金や、三倉・一宮地区と病院をつなぐ病院バスの患者の利用に適していないことなど様々でありましたが、公共交通全体については、当局が「森町地域公共交通計画」を平成30年3月にまとめて対策を進めるとしてはいますが、議会としては、高齢者、病院通院者、買い物等交通弱者への対策が遅れているとの観点に至り、その対策が急務であるとの共通認識のもと、当森町における交通弱者への補助対策として何ができるか、他地域の対策や制度を調査・研究を行い、検討を進めてまいりました。

近隣市においても同様な問題において対策もされておりますが、森町の現状においては一長一短があるとの議論がなされる中、森町議会が平成27年11月18日に友好町である「北海道森町」を訪ねた折、近隣市である北海道伊達市が高齢化社会に迅速対応、政策を進めているとのことで、高齢者の足「伊達版ライフモビリティサービス(愛のりタクシー)」政策の調査と研究を行いました。

伊達市の人口は、平成の大合併により37,597人となるものの、推計では平成32年度人口は33,626人に減少し、高齢化率は38.2パーセントに達すると予測されており、将来の高齢化に伴い、車を運転しない、できない人たちが、安心して利用できる新しい交通手段として、平成18年11月より、会員予約制の「伊達版ライフモビリティサ

ービス（愛のりタクシー）」事業の運行を始めております。

その概要は、（１）自分で車の乗り降りができる満60歳以上の方の利用とする。（２）入会登録手数料は1,000円で、入会時に年齢確認をし、会員証は商工会議所にて作成する。（３）運行区域は、大滝地区を除く伊達市全域とする。（４）運行日は月曜日から土曜日までとし、日曜・祭日は除く。（５）運行時間は朝8時より午後6時までとする。（６）運行方法は前日と当日までの予約で、当日予約は1時間前までとする。（７）市内を9地区に分割し、同じ地区か隣地区への移動を500円とし、その他1地区遠くなるごとに500円加算とする。（８）一部遠隔地区については、市中心部への往復助成金がある。（９）一般タクシー会社2社が交代で運営し、相乗り表示区分わけ料金とする。（10）平成23年度より、定時便ジャンボタクシーの運行を始める。（11）平成28年度、夫婦・親子での乗車の場合は1人分料金1,000円以上の場合は、同伴者分を半額とする制度を導入等であり、平成27年視察時の事業実績、会員数2,300人、年間利用数14,500人、1日平均53人、年間補助額1400万円に対し、平成29年度では、会員数2,200人、年間利用数13,282人、1日平均46人、年間補助額1300万円となっており、伊達商工会議所によれば、利用ピーク時の平成26年当時より、若干利用数が減少しているが、人口減少によるものであり、総人口に対する会員割合、利用率も同じであり、この制度が市民に定着したことを感じている。

「愛のりタクシー」事業は、毎月月例会を開き、事業検討を行っており、以前よりサービスを加えながら、住民生活等への貢献となるよう努力しているとの説明でした。

森町の公共交通への町民の意見・問題、また今後の高齢化に伴う交通弱者の対応を考えると、町当局の対応策にタクシー券等の普及も検討されていると聞いているが、タクシー券配布では、券がなくなれば、利用ができないことや、配布の手間がかかる上、利用されないケースも多いなど欠点も多く、議会第一常任委員会の調査・検討による北海道「伊達版ライフモビリティサービス（愛のりタク

シー)」制度は伊達市において12年間の実績に裏付けられており、現在の森町の公共交通における高齢者、病人また通院者や交通路線から外れている地域も含めての補助政策として有効であるとの結論となり、当局で進めている「森町地域公共交通計画」の検討に、この補助政策森町版の検討も加えていただき、現在困っておられる方々、広域地森町の交通における弱者対策が速やかに図られるよう、第一常任委員会として、政策提言書と関連資料を、町及び当局に提出をします。

また、三倉・一宮地区へ運行されている患者バスは利用環境の変化に伴い、極めて低い利用数となっており、廃止と新制度への財源移行もあわせ提言するとともに、自主運行バス制度についても、見直し及び財源のあり方も検討するよう併せて提言書を提出することを報告し委員長報告といたします。

議 長 (山本俊康君) 日程第2から日程第12までの議案11件を一括議題とします。

本件は、いずれも9月10日の本会議において、所管の常任委員会に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

はじめに第一常任委員会委員長、吉筋恵治君。登壇願います。

7 番議員 (吉筋恵治君) 本9月議会で付託されました案件について、第一常任委員会委員長報告報告をいたします。

去る9月10日本会議において第一常任委員会に付託されました案件は、議案第50号「森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第51号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第52号「森町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第53号「森町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」、議案第54号「森町学校のあり方検討会設置条例を廃止する条例について」、議案第55号「公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を

改正する条例について」、議案第56号「平成30年度森町一般会計補正予算（第4号）に係る所管事項について」、議案第58号「平成30年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第59号「平成30年度森町病院事業会計補正予算（第1号）」以上、議案9件であります。

去る9月13日、付託されました議案9件の審査のため、委員会を招集し審査を行いました。午前9時30分議員控室において全委員出席のもと委員会を開会いたしました。

副議長、副町長よりご挨拶をいただき、付託案件を確認した後、審査に先立ち視察日程に従い、森町文化会館の現地視察を行いました。

現地において、担当課職員より説明を受けた後、役場議員控室に戻り委員会を再開し、審査の方法を確認し、しばらく休憩の後、当局より教育長出席のもと委員会を再開しました。

審査に先立ち、教育長よりご挨拶をいただき、社会教育課所管事項の審査に入りました。

議案第56号「平成30年度森町一般会計補正予算（第4号）に係る社会教育課所管事項について」を議題とし、担当課職員から補足説明を受けた後、質疑に入りました。

文化会館管理運営費5,027千円の修繕費の内訳は、との問いに、雑用水加圧給水ポンプ修繕費1,463千円と映写室及び音響照明室のクーラー3台、マルチ型エアコン屋外機のセットで3,564千円、合わせて5,027千円との答弁でした。

今後予想される修繕は、との問いに、文化会館は開館以来23年が経過している。今後予想されるものとしては、大ホール屋上の防水シートの取替え、第一研修室外壁劣化による雨漏り、建物に天窓が設置されているが劣化によるひび割れや、音響設備の操作卓などが考えられるとの答弁でした。

空調における能力、カロリー又は馬力は、との問いに、メーカーの説明では8馬力となっているとの答弁でした。

他に質疑もなく、以上で社会教育課所管事項の質疑を終了し、次に学校教育課所管事項の審査に入りました。

議案第50号から議案第54号までを一括議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の第6条では、森町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員とあるが、「任命権者」を「教育委員会」に置き換える範囲は、との問いに、基となる条例の対象者は、一般職の職員であるが、それを教育長に準用するものであり、教育長が職務に専念する義務を免除する場合においてのみ、「任命権者」を「教育委員会」に置き換えるものであるとの答弁でした。

今まで教育長の任期は4年であったが、今後は3年となる理由は、との問いに、教育長の任期が3年になることで、4年間の首長の任期中に一度は教育長を任命する機会ができる制度となるとの答弁でした。

学校のあり方検討会での答申で、小学校・中学校の統合の方向が出されたが、その議論の中に幼稚園について議論がされたのか、との問いに、教育委員会から学校のあり方検討会に、「将来を展望した小中学校及び幼稚園のあり方について」諮問し、幼稚園も含めて検討をお願いした。アンケートについては幼稚園を含めたものであったが、会議においては、小学校・中学校の議論が中心となった。少子化や保育園への入園希望者の増加等に加え、認定こども園化など課題もあり、今後も研究を進めなければならないとの答弁でした。

次に、議案第56号「平成30年度森町一般会計補正予算（第4号）に係る学校教育課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、以上で学校教育課所管事項の審査を終了し、次に保健福祉課所管事項の審査に入りました。

議案第56号「平成30年度森町一般会計補正予算（第4号）に係る保健福祉課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説

明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、次に議案第58号「平成30年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

認知症は病気ではないとの考えもあるが、担当課としてはどのように考えているか、との問いに、認知症は高齢になれば多くの方に現れる症状で、その原因は病気によって引き起こされる場合もある。初期の場合には症状を悪化させない薬もあり、周囲の対応によっては症状が軽減する場合もあり様々であるが、早期発見早期対応が大事で、誰でもなり得ることを理解していただくことが大切で、啓発を進めているとの答弁でした。

現在の認知症の相談件数と、どのような方が相談に来られるのか、との問いに、相談件数は平成29年度は63件、月平均5.3件、本年4月から7月までで26件、月平均6.5件で、相談者は家族の方が多いとの答弁でした。

他に質疑もなく、以上で保健福祉課所管事項の審査を終了し、しばらく休憩の後、傍聴者1名を許可し、当局より病院長出席のもと委員会を再開しました。

審査に先立ち、病院長よりご挨拶をいただいた後、森町病院所管の審査に入りました。

議案第51号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る森町病院所管事項について」及び議案第55号「公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」2件を一括議題とし、担当課職員の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

10月より夜10時から翌朝6時まで救急受診が制限されるが、特別の場合は夜間医師を呼び出すこととなるのか、との問いに、病院には入院患者もおり、その患者対応はしなくてはいけないので、病院内に待機しているという状態で医師はいる。労働基準監督署の労働時間の改善の指導もあり、深夜の業務を制限することとなったとの

答弁でした。

検査技師は深夜はいないのか、との問いに、検査技師は平日は22時まで常駐しているが、深夜はいないとの答弁でした。

他に質疑もなく、次に議案第59号「平成30年度森町病院事業会計補正予算（第1号）」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

病院建設に当たっての企業債償還について、今後どのくらいの期間の償還となるか、との問いに、病院の建物は30年の償還予定となっており、病院ができて21年目となったので、償還の残りは約10年となっている。また医療機器も購入しており、その分も合わせての償還となる。企業債を借り入れた分については、その後も返していくこととなるとの答弁でした。

他に質疑もなく、以上で森町病院所管事項の審査を終了し、次に総務課所管事項の審査に入りました。

議案第56号「平成30年度森町一般会計補正予算（第4号）」に係る総務課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

三倉総合センター施設修繕費負担金は変圧器に微量のPCBが含まれているため、取替えと搬出処分のためと説明があったが、作業はいつ行う予定か、また、三倉以外に町管理の施設でPCBを含む機器を保管しているものがあるか、との問いに、三倉以外の施設でこちらで把握しているものは現在ない。取替えと搬出処分は補正予算が通り次第速やかに行いたい、との答弁でした。

議場改修工事設計業務委託料1,292千円は説明では不要になったと聞いたが、その理由は、との問いに、議場改修は当初は設計士に設計を委託し改修工事を進めたいと考えていたが、改修方法や内容を再検討した結果、必要最小限の改修にとどめることで対応できると判断したため、設計委託することをやめることとなったとの答弁でした。

他に質疑もなく、以上で総務課所管事項の審査を終了し、次に企

画財政課所管事項の審査に入りました。

議案第56号「平成30年度森町一般会計補正予算（第4号）に係る企画財政課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入のふるさと応援基金繰入金に関連して、基金の財源となっているふるさと応援寄附金については、ふるさと納税の返礼品が現在いろいろと話題になっている。返礼品の過当競争について総務省の指導が入ったことによると考えるが、森町はどうか、との問いに、森町は既に見直しを行い、基準の3割以内となっており、当面問題はないと認識している。ただし、地場産品というような基準がはっきりしない点もあり、結果的に見直しの対象となってしまうような返礼品も考えられるため、そのような返礼品については、そのときに対応したいと考えているとの答弁でした。

ふるさと納税の今後の使い道で考えていることはあるか、との問いに、今年度からふるさと納税の使い道、目的を4つに分けたので、今後、その目的に合致した事業が出てくれば、ふるさと納税を活用していきたい。

使い道、目的の4つとは、一つ「移住定住事業」、一つ「小京都まちづくり事業」、一つ「子育て教育事業」、一つ「町長におまかせ」の4つで、納税者の意向を考えれば、既存の事業よりも新規事業に充てたいと考えているとの答弁でした。

他に質疑もなく、以上で企画財政課所管事項の審査を終了し、次に議会事務局所管事項の審査に入りました。

議案第56号「平成30年度森町一般会計補正予算（第4号）に係る議会事務局所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

諸備品購入費の内、椅子の内容とメーカーについては、どの問いに、椅子については、肘付きハイバック式（背もたれの高いタイプ）14脚、背もたれの低いタイプ20脚で、背もたれの高いタイプ14脚は、町長、議長、議員使用で、低いタイプ20脚は当局職員使用となり、

メーカーは内田洋行EX300シリーズとの答弁でした。

他に質疑もなく、以上で議会事務局所管事項の審査を終了しました。

以上で付託された全議案の審査を終了し、各議案の討論を省略し、それぞれ1件ずつ採決を行いました。審査した議案の採決の結果は次の通りです。

議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第58号、議案第59号、付託議案9議案については、いずれも委員全員の賛成で原案の通り可決されました。

以上が平成30年9月森町議会定例会、第一常任委員会の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、第一常任委員会委員長報告を終わります。

議長
8番議員

(山本俊康君)次に、第二常任委員会委員長、中根幸男君。
(中根幸男君)8番、中根幸男でございます。第二常任委員会、委員長報告をいたします。

去る9月10日の本会議において、第二常任委員会に付託されました案件は、議案第49号「森町税条例等の一部を改正する条例について」、議案第56号「平成30年度森町一般会計補正予算(第4号)に係る所管事項について」、議案第57号「平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」以上議案3件であります。

付託された議案審査のため、去る9月13日に委員会を招集し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

9月13日午前9時30分、委員会室に全委員出席、当局より町長出席のもと、委員会を開会しました。はじめに議長と町長より、それぞれご挨拶をいただきました。

審査に先立ち、平成30年度森町一般会計補正予算(第4号)に係る所管事項として、北戸綿地内、普通河川北戸綿排水路、及び、草ヶ谷地内、町道走り谷田・白掛線の現地視察を行いました。それぞ

れ現地において、担当課職員より説明を受けた後、役場委員会室に戻り委員会を再開し、審査の方法を確認後、審査に入りました。

議案第56号「平成30年度森町一般会計補正予算（第4号）に係る建設課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

道路新設改良費、測量設計業務委託料5,900千円は、西俣地内、町道西俣・中島線外2路線となっているが、路線名と計画延長及び計画幅員について伺いたい、との問いに、路線名は町道西俣・中島線及び西俣・南島線、北川原・中島線の3路線の一部となっている。計画は、神社付近のカーブの区間の改良を進める予定で、測量業務300メートル、詳細設計200メートルとなっている。また、現況の舗装幅員は3.2メートルから4.0メートルとなっているが、企業進出に伴い大型トラックの通行等を考慮し、基本的に5.0メートルを確保したいとの答弁でした。

名古屋金型の跡地に進出する企業名及び業種、操業の時期について伺いたいとの問いに、社名は株式会社アクスト、業種はFRPの受水槽等を取り扱う会社で、現在袋井で操業している。平成31年4月から部分操業を開始したいとの意向であるとの回答でした。

道路新設改良費の補正に当たり10,300千円の地方債を計上した理由について伺いたいとの問いに、今回の道路新設改良費は、交付金等の財源措置もないので、起債制度を活用し負担の平準化を図るため町債を充当したものであるとの回答でした。

河川維持管理費、排水路浚渫作業等の手数料2,000千円の施工箇所について伺いたい、との問いに、浚渫作業等手数料は何箇所かの要望があることから、無指定枠としてお願いしたもので、特に決まっているわけではないが、1つは牛飼地区の浚渫を考えているとの答弁でした。

河川維持改良費、北戸綿排水路改修について、65メートルで10,000千円の計上であるが、工事の完成予定、また、セキュリティ機器の取り外し等については、どのようにするか、との質問に、完成は、

降雨等の関係もあり年度内と考えている。セキュリティ機器の関係は、今後豊田合成と詰めていきたいとの答弁でした。

以上のような質疑があり、建設課所管の審査を終了しました。

次に議案第57号「平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け質疑に入りました。

財政運営の責任主体が県になったことで、事務量等の軽減があったかどうか。また、制度改革に伴い、情報を県に提供するためシステム改修を行うということであるが、その内容は、との質問に、財政の責任主体は県に移管したが、町で行う事務量はそれほど変わっておらず、軽減されたとは感じていない。システム改修については、町が行っていた国への補助金申請等の手続を県がまとめて行うこととなったため、県に療養給付費の実績等を報告できるよう改修するものであるとの答弁でした。

基金積立金50,000千円について、次年度以降の見込みと、基金の活用について伺いたい、との問いに、平成29年度は繰越金が145,000千円ほどあったため、50,000千円の基金積立を計上した。平成30年度以降は繰越金の額が不明であるため、そのときの運営状況を勘案して、積立額を検討していきたい。また、基金の用途は、現時点で明確なものはないが、町が県に納める納付金が高騰した場合や、全県的に進められている資産割の廃止等により、被保険者の税負担が過大なものとならないよう税収を補填する財源として使用することが考えられるとの答弁でした。

基金積立の時期について伺いたい、との問いに、平成30年3月に基金条例を改正し「基金の積立額は予算で定める」としたことから、決算認定により繰越金が確定する9月定例会に補正予算を計上したとの答弁でした。

以上のような質疑があり、住民生活課の審査を終了しました。

次に議案第49号「森町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け質疑に入りました。

今回の改正では、増税の対象となるのが、給与収入が850万円以上で子どもがいない家庭又は独身の人が対象となり、フリーランス等個人事業主は減税になるか。また、給与所得の控除で一律10万円削減は、子育て世帯、特に大学生までの子どもがいる世帯は増税にならないように工夫されているのか伺いたい、との問いに、給与収入が850万円以上で子どもがいない家庭の人や独身の方は、基礎控除が10万円増えるが、給与所得控除額の上限額が220万円から195万円に減る影響の方が大きいため増税となる。

また、フリーランスや個人事業主は、基礎控除が10万円増えるため多くの人は減税となるが、合計所得金額が2400万円を超える場合には基礎控除が減ったり、なくなったりするため増税となる。

また、介護、子育て世帯などが給与所得控除額の上限の引下げによる負担増にならないようにするために、給与収入が850万円を超える介護、子育て世帯などに対して所得金額調整控除が新たに設けられた。この控除は、給与収入金額1000万円を上限とするが、給与収入金額から850万円を控除した金額の10パーセントに相当する金額が給与所得の金額から控除され、最高で15万円まで控除される。この控除を受けるには、本人が特別障害者、又は23歳未満の扶養親族がいる。又は、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族がいることのいずれかに該当している必要がある。ご質問の子育て世帯、特に大学生までの子どもがいる家庭は、この控除が適用されるので増税にはならないとの答弁でした。

精神疾患などで特別障害者控除や要介護3以上を受けている人は増税の対象外となるか、との質問に、要介護3以上の人が特別障害者に該当するかは、身体障害者手帳の1級・2級を持っているか、持っていない場合には、特別障害者に準ずると認定を受けた者であるという障害者控除対象者認定書の交付を受けているかで判定される。要介護3以上の人であっても、これらを持っていないければ特別障害者に該当しない。なお、要介護3以上の人で特別障害者に該当した場合には、所得金額調整控除が適用されるので、今回の増税の

対象外となるとの答弁でした。

資本金1億円超の普通法人等に対して、町民税に係る電子申告を義務化するということであるが、森町には1億円以上の企業は何社あるか、との質問に、法人住民税の平成30年度課税分であるが、資本金1億円超の法人は40社、法人全体としては397社となっているとの答弁でした。

以上のような質疑があり、税務課の審査を終了しました。

次に議案第56号「平成30年度森町一般会計補正予算（第4号）に係る産業課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け質疑に入りました。

農地事業費の県営事業負担金は、太田川農業用水の水利権更新ということであるが、許可水利権の経緯と、どのような調査をするのか、との質問に、水利権は、当初昭和43年に知事の許可を受けている。最新の許可は、平成9年8月25日付けで更新の許可を受けており、平成11年度末が期限とされている。その後、平成12年度及び平成20年度頃、更新に係る調整が行われたが、調整が整わず、現在に至っている。

許可を得ている水利権の取水のピークと現状の水利用のピークが乖離かいりしていることもあり、中遠農林事務所と管理者である袋井土木事務所と調整するに当たり、水利用の実態（作付けに要する水量等）を調査するものである。今回の水利権の更新については、現状の水利用に制限が掛からないよう実態に合ったかたちで更新を行う予定と聞いている。

事業費は、3箇年で6,000千円の予定となっており、県単独農業農村整備事業調査費負担金として、県の要領に基づき事業費の2分の1を負担するもので、本年度は2,000千円のうち1,000千円を負担するものである。

なお、許可水利として許可を受けているものは、吉川頭首工と三倉川頭首工で、それ以外は慣行水利権となっているとの答弁でした。

林道新設改良費、修繕費の箇所等内容について伺いたい、との問

いに、修繕費は、豪雨等により発生した林道の落石や崩土の除去、路面整備など4路線5箇所を行う予定であるとの答弁でした。

観光費、観光誘客推進事業の詳細について伺いたい。また、今回は共同通信デジタルからの提案か、町からアプローチを掛けたのか、その経緯を伺いたい、との問いに、経緯については、当初、昨年度にバンダイナムコと共同通信デジタルの方から、バンダイナムコで地方創生の取り組みをしており、森町でも地方創生のお手伝いをしたいということで提案があった。その後、いろいろとやり取り、意見交換をする中で、最初の提案とは違うかたちになったが、行政では思いつかない斬新なアイデアもあり、新たな魅力創出發信事業として、取り組んでいきたいということになった。

新たな魅力創出發信事業の詳細につきましては、観光交流人口の増加を図るシティプロモーション事業として考えており、町の観光施設である「体験の里アクティ森」を舞台に、これまでにない森町の魅力を新たに創り、その魅力を共同通信社グループが持つ大きな発信力で森町を広くPRしていく事業である。

新たに創り出す魅力としては、架空のキャラクターを活用しての森町PR、スマートフォンを活用したエンターテインメント性、ストーリー性のある仮想体験の企画、それから料理研究者による特産品を活用したアクティ森のレストランのメニュー開発の3本が大きな柱となっている。

架空のキャラクターの活用は、東京のデザイナー、スタイリストが既に考案しているキャラクターを活用して、体験センターの中庭の空いているスペースにディスプレイのようなものがないかという企画を検討している。

スマートフォンを活用したストーリー性のある仮想体験企画については、アクティ森へ来た方がゲームの主人公になったような感覚になる仕組みを考えており、ストーリーづくり、キャラクター、衣装づくり等を実施する仮想体験企画への準備段階となる。

レストランのメニュー開発は、旅する料理研究者の森山^{もりやま}さとみ氏

を候補に挙げており、森町の特産野菜や和菓子等を活用してレストランのメニューやスイーツメニューを開発してもらおう。予定としては5品程度の開発ができたらと考えている。

予算の内訳については、キャラクターを活用した森町のPRが3,400千円、ゲーム感覚、エンターテインメント性を持たせた企画作成に8,000千円、レストランの新メニュー開発に2,600千円、合計14,000千円ということで予算を計上させていただいた。

今回の事業は、来年度の春から秋の行楽シーズンの準備段階の事業となる。来年度以降スマートフォンアプリを活用した仮想体験企画の実施や、共同通信デジタルの情報発信媒体の活用等今後の事業を合わせますと、全体で20,000千円から25,000千円規模の事業になることを予定しているとの答弁でした。

森町の新たな取り組みということで、おまかせではなく、町全体を巻き込むような取り組みにしていく必要があると考えるがどうか、また今後の展開は、との質問に、今回の企画については、発信力のある民間企業から「地方創生事業として森町を発信していかないか」という提案が始まりでした。しかし、勧められるままではなく、こちらからも意向を伝え、提案しながら、森町として求めるものを共に創り上げていくということで、副町長も具体的な検討作業の中に入り検討を重ねてきた。

いずれにしても、この場所にいながら森町を発信することには限りがあるので、共同通信デジタルなどの発信力のあるメディアを使って、東京から森町を発信することが非常に効果があると思っており、また、そうしたものが求められる時代でもあるので予算を計上させていただいた。

今後の展開につきましては、まずは、町の観光施設であるアクティ森で実施し、その状況を踏まえて他の事業者が手を挙げていただけるなど、町全体に波及していけばと考えているとの答弁でした。

レストランの新たなメニューに伴って厨房機器等はどのように考えているか、との問いに、品目やメニュー構成により必要なものが

あれば、取り入れるべきところは、取り入れていきたいとの答弁でした。

林道災害復旧費は、林道パトロール等で被災が確認された林道の路肩損壊等の修繕と、法面からの崩土除去等のための重機借上料ということであるが、その内容は、との質問に、修繕費1,300千円は、2路線、林道大尾大日山線及び一宮神沢線の路肩崩壊等の修繕を行うもので、重機借上料1,500千円は、3路線、林道大尾大日山線、春埜山線の崩土除去及び明ヶ島線の土砂の除去等を行うものであるとの答弁でした。

以上のような質疑があり、産業課所管の審査を終了し、付託された議案の全審査を終了、討論を省略し、直ちに採決を行いました。

議案第49号「森町税条例等の一部を改正する条例について」、議案第56号「平成30年度森町一般会計補正予算（第4号）に係る所管事項について」、議案第57号「平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

以上、第二常任委員会、委員長報告といたします。

議長（山本俊康君）以上で、各常任委員会委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（山本俊康君）「質疑なし」と認めます。

これから討論・採決を行います。

日程第2、議案第49号「森町税条例等の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（山本俊康君）「討論なし」と認めます。

これから議案第49号を採決します。

議長

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

(山 本 俊 康 君) 起立全員です。

したがって、議案第49号「森町税条例等の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第50号「森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(山 本 俊 康 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長

(山 本 俊 康 君) 起立全員です。

したがって、議案第50号「森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第51号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(山 本 俊 康 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立

願います。

議長

(起立全員)

(山本俊康君) 起立全員です。

したがって、議案第51号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第52号「森町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

議長

(発言する者なし)

(山本俊康君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議長

(起立全員)

(山本俊康君) 起立全員です。

したがって、議案第52号「森町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第53号「森町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

議長

(発言する者なし)

(山本俊康君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

- 議 長 (起 立 全 員)
(山 本 俊 康 君) 起立全員です。
したがって、議案第53号「森町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。
日程第7、議案第54号「森町学校のあり方検討会設置条例を廃止する条例について」の討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)
- 議 長 (山 本 俊 康 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第54号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
- 議 長 (起 立 全 員)
(山 本 俊 康 君) 起立全員です。
したがって、議案第54号「森町学校のあり方検討会設置条例を廃止する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。
日程第8、議案第55号「公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)
- 議 長 (山 本 俊 康 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第55号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
- 議 長 (起 立 全 員)
(山 本 俊 康 君) 起立全員です。
したがって、議案第55号「公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり

り可決されました。

しばらく休憩をいたします。

(午前10時29分 ~ 午前10時40分 休憩)

議長

(山本俊康 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第56号「平成30年度森町一般会計補正予算(第4号)」の討論を行います。

討論はありませんか。

5番、伊藤和子君。登壇願います。

5番議員

(伊藤和子 君) 5番、伊藤和子でございます。ただいま討論に付されております議案第56号「平成30年度森町一般会計補正予算(第4号)」について賛成の立場から討論をいたします。

本補正予算は補正前の歳入歳出に、それぞれ190,888千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,780,758千円とするものです。

今回の補正予算の内容は、町民の要望に応じて行う道路などの生活環境整備と、医療、福祉、教育等にかかる必要な事業予算が計上されております。また、財源の一部として、ふるさと応援基金を活用した事業もでございます。

町民の要望に応じて行う事業の中の一部として、北戸綿地内、普通河川北戸綿排水路改修工事の10,000千円、草ヶ谷地内、町道走り谷田・白掛線の法面改修工事費6,000千円が計上されております。特に、走り谷田・白掛線の法面崩壊に関しては現場を視察させていただきましたが、法面をビニールシートで覆われた状態のままですので、早急な対応が必要かと思われまます。

また、森町病院の経営基盤強化のための繰出金100,000千円は、今後の病院運営のためには、必要な予算であると考えます。

文化会館修繕費5,020千円は、開館以来23年間使用されてきた加圧給水ポンプと大ホールの映写室・照明調整室・音響調整室の空調の修繕費でございますが、いずれも経年劣化によるもので、取替え等が必要な時期にきているものと思われまます。今後も老朽化による修繕が必要な箇所が出てくるものと考えまます、文化会館運営に支

障が出ないような、計画的修繕をお願いできればと思います。

ふるさと応援寄附金を財源に積み立てております、ふるさと応援基金の一部7,000千円の活用と一般財源から7,000千円、合計14,000千円の予算で、新たな魅力創出發信事業委託料が計上されております。

これは、株式会社共同通信デジタルから提案を受け、アクティ森のレストランを活用し、森町における食材をテーマにした新メニュー開発や、スマートフォンを活用した仮想体験の取り組み費用の委託料でございます。今回は14,000千円、来年度の当初予算で6,000千円から10,000千円の予算計上を予定しているということで、総額20,000千円から25,000千円規模の大きな予算をかけるわけでございますので、集客効果とともにレストラン等の売上利益の増額に繋がっていきますよう計画を実行していただきたいと思っております。

また、この事業はふるさと応援基金を活用しておりますので、ご寄附をしてくださった方々のお気持ちや期待に応えるべく、必ず将来に結びつく事業に繋げていくことが大事であると思っております。

以上のことから、今回の補正予算は、いずれも適正に財源が確保され、町民の要望にも応え、将来の情報発信の基盤に繋がる予算編成であることを評価いたしまして、本補正予算に賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論を終わります。

議長 (山本俊康君)他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君)「討論なし」と認めます。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (山本俊康君)起立全員です。

したがって、議案第56号「平成30年度森町一般会計補正予算（第4号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第57号「平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長 （ 山本俊康 君 ）「討論なし」と認めます。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立全員 ）

議長 （ 山本俊康 君 ）起立全員です。

したがって、議案第57号「平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第58号「平成30年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長 （ 山本俊康 君 ）「討論なし」と認めます。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立全員 ）

議長 （ 山本俊康 君 ）起立全員です。

したがって、議案第58号「平成30年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第59号「平成30年度森町病院事業会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

議論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長 （ 山本俊康 君 ） 「討論なし」と認めます。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立 全 員 ）

議長 （ 山本俊康 君 ） 起立全員です。

したがって、議案第59号「平成30年度森町病院事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、認定第1号「平成29年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 （ 西田 彰 君 ） 10番、西田です。ただいま認定に付されております平成29年度森町一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場から討論いたします。

平成29年度予算は、第9次森町総合計画を実行に移す初動の年でありました。加えて太田町長による本格的予算執行の年でもありました。議会をはじめとして、町民の多くが期待をして1年が過ぎ、決算を迎えたわけであります。

しかし、その決算は、人口減少に立ち向かう、財源を確保する、人にやさしいまちをつくと謳っていたものの特に目立った成果が感じられないものと言わざるを得ません。

まず、地域公共交通計画策定委託料、約2,600千円ではありますが、何も変わらず、何もできない計画と言わざるを得ない結果となっています。ここ数年、議会が町民との意見交換等で多く出された中で、子ども、高齢者の足の確保が挙げられ、対策が求められていました。

行政の本気度はいかななものでしょう。

個人番号カード交付事業及び社会保障税番号制度システム整備委託料、個人を番号で管理することのリスクを考えると反対せざるを得ません。急速に進むネット空間はサイバーセキュリティが追いついていかない現状があります。

お達者度維持向上事業費、かなりの不用額を出す結果となっています。健康で余生を過ごすことは誰もの願いであります。森町も核家族化が進みつつあり、高齢者も農地の管理、宅地の管理、シニアクラブ活動と体を動かしています。元気な高齢者は、食事、食べ物に気をつけていると聞きます。事業の中身を考えることも必要ではないでしょうか。

森っ子出産祝い金、リニューアルの意味が今でも分かりません。再考が必要と考えます。

こども医療費扶助費、不用額7,000千円が出ていますが、高額医療費の建て替え、還付の結果と聞きますが28年3月での質問で町長が出された試算は、小中まで拡充すると約7,241千円の予算が必要と言われました。できない数字でしょうか。しっかりと検証し、見直しをして、子育てを応援してあげましょう。

林業振興事業費、毎年6,000千円から7,000千円を決算していますが、林業の復活はあるのでしょうか。事業の中身といえば、間伐材搬出補助金、林業振興事業補助金、あるいは森林組合への補助金を中心であり、木材を生かす施策が欠けていると言わざるを得ません。ある材木店さんから「もう俺たちは必要とされていない」と嘆きの言葉が聞かれました。地域材をもっと使ってもらうには、地域材利用木材住宅推進補助金の大幅な上乘せが必要であることが浮き彫りになっています。

幼小中学校管理運営費25,000千円の不用額、教育振興費においても不用額6,800千円プラス幼稚園の部分も入れると、大きな不用額となります。教育費への公費負担額が先進36箇国中最下位に位置するという日本の現状において「森町はそうではありません」と言え

る教育環境充実による取り組むことが必要であります。

主要な事業決算について指摘をいたしました。検証、見直しをする中で、来年度予算に反映することを申し上げ、私の反対討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたしまして終わります。

議長

(山本俊康君) 他に討論はありませんか。

5番、伊藤和子君。

5番議員

(伊藤和子君) 5番、伊藤和子でございます。ただいま討論に付されております認定第1号「平成29年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」賛成の立場から討論をいたします。数字は千円単位で読ませていただきます。

平成29年度一般会計の決算規模は、歳入総額8,218,175千円、歳出総額は7,428,670千円となり、前年度と比較いたしますと、歳入では317,207千円減少しマイナス3.7パーセント、歳出では115,178千円減少しマイナス1.5パーセントとなりました。

これは、防災行政デジタル化事業、天方小学校屋内運動場耐震補強事業などの大型の事業が完了したことなどによるものです。歳入予算に対する歳入決算の比率は106.1パーセントで、歳出予算に対する執行率は95.9パーセントとなっております。

また、歳入から歳出を差し引いた形式収支は789,504千円となり、前年度に比べて202,028千円減少しマイナス20.4パーセントでした。

歳入では、町税が2,505,895千円で、前年度と比較すると51,061千円増加し、プラス2.1パーセントでした。要因は法人税の増加等による町民税の増加と、固定資産税の新築による家屋分の増加等によるものです。決算の構成比では30.5パーセントを占めております。

地方交付税は、前年度より10,549千円減少の1,885,452千円、国庫支出金は前年度より15,417千円減少の632,603千円でした。

また、町債は前年度より439,070千円減少し、42.4パーセント減の597,530千円でした。これは、防災行政無線デジタル化事業、同報無線屋外子局整備事業に係る消防債、天方小学校屋内運動場耐震補強事業に係る教育債等の借入金の減額によるものです。

次に歳出であります。経常的経費は5,525,105千円で、構成比は74.4パーセントとなり前年度と同率です。投資的経費は581,542千円で、構成比は7.8パーセントとなり、前年度に対して4.4ポイント下回っております。

また、町債の残高は、前年度より27,914千円減少し8,852,161千円となっておりますが、元利償還金が全額交付税措置される臨時財政対策債はこの内の4,167,507千円となっております。

平成29年度は、太田町政2年目を迎えた年でもありました。森っ子出産祝い金のリニューアル、保育士宿舎借上支援事業、認可外保育施設利用料助成の新規事業等の子育て支援の充実や、空き家等対策計画の策定など「人口減少に立ち向かう」ための事業が実施されました。

また、第4次森町行財政改革大綱の策定、第3次森町行財政改革プランの策定、納税者の利便性向上を図るため、コンビニやクレジットでの支払が可能となる準備、遠州の小京都観光ホームページ作成等の事業は「財源を確保する」ために実施された事業でございます。

障害者計画及び障害者福祉計画の策定、愛光園サテライトでの障害児支援事業、精神障害者地域活動支援センター開設運営の新規事業、ハザードマップの作成、住民向けのメール配信「森町ちゃっとメール」の運用等「人にやさしい町をつくる」ための事業も実施されました。

29年度は「第9次森町総合計画」の本格的始動の年でもありました。町民一人ひとりの豊かな暮らしの実現と、多様な交流を育み、誰もが明るい未来を描くことができる環境を整えていくため、着実に事業が進められていることが認められます。

特に子育て支援の充実や医療・福祉の向上、町民の命を守るための事業など、ソフト面の充実を図る事業が確実に実施されてきたことを、評価しております。

以上のことから、平成29年度一般会計歳入歳出決算は、限られた

財源を効果的に配分し、計画していた事業を確実に実施するとともに、必要な事業を適宜に行った良好な決算であると考え、認定することに賛成をいたします。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論を終わります。

議長 (山本俊康君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君) 「討論なし」と認めます。

これから認定第1号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 (山本俊康君) 起立多数です。

したがって、認定第1号「平成29年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第14、認定第2号「平成29年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君) 「討論なし」と認めます。

これから認定第2号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (山本俊康君) 起立全員です。

したがって、認定第2号「平成29年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第15、認定第3号「平成29年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君) 「討論なし」と認めます。
これから認定第3号を採決します。
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (山本俊康君) 起立全員です。
したがって、認定第3号「平成29年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。
日程第16、認定第4号「平成29年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
10番、西田彰君。登壇願います。

10番議員 (西田彰君) 10番、西田です。認定第4号、平成29年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論をいたします。
歳入において、介護保険料1号被保険者の負担が1年前倒しで改正され、決算では大幅負担、保険料461,300千円となる中で、これは平成28年度決算比では82,005千円の増となっています。65歳以上の高齢者の皆さんは大きな影響を受けていると言わざるを得ません。逆に国庫支出金は118,842千円の減となっています。県支出金も73,111千円の減です。法改正の影響が出た結果と思います。
介護給付費負担削減を進める国の政策は納得できません。今後更に高齢化は進みます。安心して介護を受けられる制度改正が必要と強く申し上げておきます。歳出における総務管理費、前年度比12,548千円の増。法改正等のたびにシステム改修の名目で大きな歳出となることに疑問を持たざるを得ません。
そして保険給付費はどうであったかと言いますと21,796千円の微増であり、ここにも法改正の影響が出ておりました。給付費は大幅には増えておりません。

要介護1・2の方が原則特養に入所できないで、在宅介護に介護を選択せざるを得ない、家族の負担も重くのしかかる状況を変えなければならないことが、決算では示していると思います。

人は誰でも年を取り、介護を受ける 때가 来ます。国がその責任をしっかりと果たさなければならないことを最後に申し上げまして、反対討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたしまして討論を終わります。

議長 (山本俊康君)他に討論はありませんか。

6番、小澤哲夫君。登壇願います。

6番議員 (小澤哲夫君)6番、小澤でございます。賛成の立場から討論いたします。介護保険につきましては、いろいろな制度改正等々がございますけど、我々、私も含め65歳以上の介護保険を担っているものでございます。保険料が上がっているということでございますけども、これらの我々の年代が多くなっている今日、そして介護を受けざるを得ないような状況になっている今日、保険料を上げざるを得ないというような状況にもなっているかと思えます。

確かに大きな負担になることもございましょうが、保険の制度から言えば、やはり収支はトントンでなければなりません。そこで受益者になるべきものが、多少の負担をするのはやむを得ないことと考えます。そういうことで、賛成の立場から討論をさせていただきます。議員各位のご賛同をお願い申し上げて討論といたします。

議長 (山本俊康君)他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君)「討論なし」と認めます。

これから認定第4号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 (山本俊康君)起立多数です。

したがって、認定第4号「平成29年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第17、認定第5号「平成29年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君) 「討論なし」と認めます。

これから認定第5号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (山本俊康君) 起立全員です。

したがって、認定第5号「平成29年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第18、認定第6号「平成29年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第19、認定第7号「平成29年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」及び日程第20、認定第8号「平成29年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、以上3件を一括議題とします。

お諮りします。

この討論・採決は、3件を一括して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (山本俊康君) 「異議なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君) 「討論なし」と認めます。

これから認定第6号から認定第8号までの3件を一括採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

- 議 長 (山本俊康 君) 起立全員です。
したがって、認定第6号から認定第8号までの3件については、
認定することに決定しました。
日程第21、認定第9号「平成29年度森町水道事業会計決算認定に
ついて」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)
- 議 長 (山本俊康 君) 「討論なし」と認めます。
これから認定第9号を採決します。
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 (山本俊康 君) 起立全員です。
したがって、認定第9号「平成29年度森町水道事業会計決算認定
について」は、認定することに決定しました。
日程第22、認定第10号「平成29年度森町病院事業会計決算認定に
ついて」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)
- 議 長 (山本俊康 君) 「討論なし」と認めます。
これから認定第10号を採決します。
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 (山本俊康 君) 起立全員です。
したがって、認定第10号「平成29年度森町病院事業会計決算認定
について」は、認定することに決定しました。
日程第23、発議第2号「森町議会委員会条例の一部を改正する条
例について」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。

議 長 (職 員 朗 読)
(山 本 俊 康 君) お諮りします。
本案は、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いま
す。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者多数)
議 長 (山 本 俊 康 君) 「異議なし」と認めます。
これから発議第2号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者多数)
議 長 (山 本 俊 康 君) 「異議なし」と認めます。
したがって、発議第2号「森町議会委員会条例の一部を改正する
条例について」は、原案のとおり可決されました。
日程第24、発議第3号「ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の
提出について」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。
(職 員 朗 読)
議 長 (山 本 俊 康 君) お諮りします。
本案は、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いま
す。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者多数)
議 長 (山 本 俊 康 君) 「異議なし」と認めます。
これから発議第3号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者多数)
議 長 (山 本 俊 康 君) 「異議なし」と認めます。
したがって、発議第3号「ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書
の提出について」は、原案のとおり可決されました。
ただいま可決されました意見書については、議長名をもって、内

閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出いたします。

日程第25、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

9番、鈴木托治君。登壇願います。

9番議員 (鈴木托治君) 9番、鈴木托治です。私は3つの質問を考えてきましたので質問いたします。

第1問、町内会へシニアカーの貸出をということで、少子高齢化が急速に進み、高齢者の多くが買い物等に不便を来していることはご承知のことと思います。

そこで私は、旧森町地区の買い物難民、買い物弱者ができる限り人手を借りずに、買い物ができる制度が実現したらと思います。

そこで試しに、モデル町内会を1箇所選び、そこにシニアカーの貸出しをしたらどうでしょうか。諸問題はあると思いますが、高齢者の笑顔あふれる光景を一刻も早く見たいと思います。熟慮をお願いいたします。

第2問、入札制度について質問いたします。近年、一般競争入札の高値落札が恒常化しています。インフラ整備等のため、土木、建築工事等の公共工事の必要性は認めます。しかし、原資となる資金は国や県からの助成金を含め、全てが尊い税金で賄われています。

納税者に寄り添った誠実で適切な入札の実現を求めます。そこで、一旦停止させた歩切りの復活を提案しますが、いかがでしょうか。町長にお答え願います。

第3問、中学生に森町議会傍聴をということで、平成28年6月から選挙権が18歳からとなり、子ども達にとって、政治について早くから関心を持ってもらいたいと考えます。

そこで、子ども達の政治に対する意識を高め興味を持ってもらうために、中学3年生の議会の傍聴を提案します。

3中学校のそれぞれの都合に合わせて、年1回で結構ですので予定に入れてもらいたい、入れるべきだと思いますがいかがでしょうか。

議 長
町 長

か。教育委員長にお尋ねいたします。以上3問よろしくお願ひします。

(山本俊康君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄君) 鈴木托治議員のご質問にお答えいたします。

初めに「町内会へシニアカーの貸出しを」についてのご質問にお答えいたします。

シニアカーは一般的には電動カートと言いますが、歩行が困難な方の外出支援のための道具で、車椅子と同じ扱いになるため、道路交通法上歩行者扱いとなり歩道を走行します。

電動カートの利用形態の現状を申し上げますと、購入とレンタルがあり、一般的にはレンタル利用が多いと思われまゝ。レンタル利用にも2つの方法があり、1つ目は、介護保険サービスの福祉用具としてのレンタルです。

介護保険サービスでは、電動カートは車椅子の扱いであるため、対象者は要介護2以上の方となります。しかし、要支援1、要支援2及び要介護1の認定者でも「軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付届」の申請、承認により利用が可能となります。利用料は、1割負担の方で月額2,000円から2,700円で、これはレンタルする車種によってレンタル料が異なります。2つ目は、自費レンタルの方法です。自費レンタルの利用を希望される場合は、介護認定を受ける必要がないため、直接、業者からレンタルすることになります。電動カートの利用に当たっては、専門業者から操作指導を受け、同行運転練習を複数回実施し、安全性が確認された上で利用開始となります。

電動カートの利用目的は、足が不自由となり歩行が困難になったり、自転車や原動機付自転車に乗れなくなったりしても、自分で買い物や病院に行くためや、畑の見回りに行くためなど、日常生活において自立した生活を継続するため、自宅に閉じこもりがちな高齢者には大変有効に活用されています。

さて、「町内会へシニアカーの貸出しを」とのことですが、利用

者として考えられるのは、足が不自由で歩行が困難な方や自転車や原動機付自転車に乗れない方で、そのほとんどは介護保険の申請をすれば要介護認定となり、介護保険での電動カートのレンタルが可能な方だと思われま

す。町内会への電動カートの貸出しとなると、利用者が特定されず、利用者の操作能力の確認もできないため、安全性の面で課題が残ります。また、電動カートの利用に当たっては、充電式であることから、常に充電状況の確認が必要なことや保管場所が限定されるため、利用者が保管場所まで移動する手段にも課題があります。

このため、買い物支援策として、町内会への電動カート貸出しについては課題も多く、今後、管理を担う町内会への意向確認を含め検討が必要だと考えま

す。なお、今年度、町では移動支援のためのボランティアを養成する計画をしております。今後は、養成する移動支援ボランティアの協力を得ながら、買い物弱者にとっても住みよい町となるよう、住民互助による地域を支え合う体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「入札制度について」申し上げます。

まず、制度の概要について申し上げます。町が売買や賃借、請負その他の契約を締結するためには、地方自治法第234条の規定により「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされております。

工事などでは、主に一般競争入札又は指名競争入札の方法を用いて契約者を決定しております。一般競争入札とは、契約に関して公告を行い、不特定多数の者で競争をさせて、最も有利な条件を提示した者と契約を締結する方法であり、指名競争入札の場合は、入札者を指名して、特定多数の者で競争させる方法であります。

本町では、設計金額により入札方法を変えており、原則設計額130万円以上5000万円未満の工事は指名競争入札、設計額5000万円以上の工事については一般競争入札を実施しており、現在の入札方法

で業者間の競争原理は働いていると考えております。

さて、議員からご指摘のありました予定価格の歩切りについてですが、本町においては平成26年度までは、設計額から数パーセント控除した額を予定価格としておりました。

しかし、平成26年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正され、公共工事の品質の確保や工事施工者の担い手の育成・確保等を目的に、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が、発注者の責務として明確に定められました。その中で、適正な積算に基づく設計金額の一部を控除する予定価格の歩切りは、厳に行わないことと明示され、国からも要請があったことから、平成27年度から歩切りを廃止しております。したがって、歩切りの復活につきましては、法令違反となるため、考えておりません。

また、予定価格の設定につきましても、職員は積算システムを活用して必要最低限の経費のみを計上しており、適正な価格設定をしていると考えております。工事費用等を算出する際もコストを下げることを意識しておりますが、過剰なコスト削減は工事等の品質を下げることになってしまい、かえって費用がかかることにつながる可能性もございます。

近年では、価格の低さだけを評価するのではなく、発注するものによっては、価格以外の多様な要素の評価項目を複数用意し、総合的に判断して最も有利な条件の者を落札者とする総合評価落札方式や業者に技術提案書の提出を求めて、最も優れた提案をした者を落札者とするプロポーザル方式の方法も採用しており、適正な価格で高品質な施工・納入を受けることができる入札・契約制度を実施しております。

今後も町としては、適正な価格設定の中で、最大の効果をもたらすように、価格と品質のバランスが保たれる公正な入札・契約制度の執行に引き続き努めてまいりたいと考えております。

議 長 (山本俊康 君) 教育長。

教育長

(比奈地敏彦 君) 次に「中学生に議会傍聴を」について、教育委員長への質問であります。私、教育長からお答えいたします。

若者に積極的な社会参加を促す狙いのもと、選挙権が18才に引き下げられ平成28年6月から施行されたところでございますが、本年6月には、成人年齢も18才になることが決定し、2022年4月1日から施行されることになりました。18歳になったときには、投票所に足を運び、自らの判断でしっかり投票できるようになることが望まれます。

そのような世の中の流れの中で、議員ご提案のように、中学生に町の議会を傍聴させることは、社会の一員としての自覚と責任を意識させるために大変良い機会になるものと思います。また、自分の住んでいる町に関心を持ち、今、町でどのようなことが問題となっているのか、それについてどう対処していったらいいのかなど、考えるきっかけにもなることと思います。

しかしながら、議会は平日の日中開催のため、中学生に議会の傍聴をさせるためには、授業を削りその時間を捻出しなければなりません。社会科等の授業時間をあてる方法もありますが、授業内容の調整を図ったり、移動のため前後の授業をカットしたり、教育課程編成の上でも影響が出てまいります。また、カットした補充授業の実施等も考えられ、教師の多忙化が叫ばれている中、それに拍車をかけることになりかねないのではないかと考えております。

また、議場の傍聴席は28席と伺っておりますので、例えば現在の中学3年生全員に傍聴をさせるとなると、クラス単位で行ったとしても全員が入れない場合も考えられます。併せて中学生で傍聴席が埋まってしまい、一般の方が傍聴できない状況も考えられます。

このようなことから、議会を実際に見ることで、政治に関心を持ってもらうという意味では、議会傍聴は意義があると考えますが、日常の教育活動時間内における時間の捻出、傍聴方法などに問題が発生することが予想され、現実には難しいのではないかと考えます。

議長
9番議員

主旨は理解いたしますので、各学校には校長会等で情報提供をしてまいりたいと思います。

以上申し上げ、答弁いたします。

(山本俊康君) 9番、鈴木托治君。

(鈴木托治君) 1問目と3問目に関しましては、非常にいい趣旨だ、非常にいい計画だと言いながら、最後には「しかし」が付いて、できるだけやれるじゃなくてやらない条件を探しだして、そしてそれをやらないようにしていると。それが一般的な町の考え方ではないかと、私はこのように思っております。

第一常任委員長の方から先ほど説明ありましたように、第1問の中の交通弱者の問題については、行財政問題(課題)研究会の中で北海道の伊達市を参考にしながら、タクシーを利用した解決方法ということで今考えているわけではありますが、なかなかこれも、それこそ皆様に言わせれば「いい案だ、だがしかし」というかたちで必ず付いてくるんじゃないかと私は思って、この実現も本当になかなかできないんじゃないかと、私はこのように考えておる次第であります。

私は、町内会の皆さんの足、調理とか料理ができる、近所へ回覧板を持って行ける、そのくらいだけど、遠いところへ、1キロ、500メートルを歩いて行って、そして帰りに重たい買い物袋を持って帰ってくるなんてことはとても無理なんです。健常者でも年をとればそうなります。

だから、そういう健常者の足としても、やはり町内会にそれを利用したいという方は恐らくたくさんいると思います。それは登録制にして、町内会長なり班長がお世話をするというような、そういうかたちになるかもしれません。しかし、これは順繰りです。我々だって歳をとれば、若い者に世話になります。そういう意味で、やはりこのシニアカーというものは絶対に必要だと思います。

タクシーで買い物へ行ったって何も面白くありません。やはり景色になじみ、森町の移り行く季節を感じながら、風に吹かれて買い

物へ行く。その途中で同級生とか知り合いがいたら「元気かね」と声をかけながら、そういった人々との触れ合い、そして町の移り変わり、そういうものが家にいる年寄りの最も大きな力になるんじゃないかと、このように思っております。

私はこの問題に関して、それこそ友人に相談しましたし、議員の中でも私がびっくりするような人から声を二人ばか掛けて「おう、なかなか良い案だな」とこういう提案をいただきました。本当に私の想像以外の人でしたから私もびっくりしました。

だけど、そうやって本当に森町のお年寄りのためならば「しかし」をやめて、実現するような方法を考えてみてくださいよ。何でも今までのようなのは「しかし」が必ず付いて、最後には駄目ですと、そのようなのは、なかなか行政としては、しっかり弱者を助ける、子どもでも女の人でも年寄りでも、そういう弱者を助けるということがこれからの社会の一番の肝要な課題だと私は考えております。

是非ともこれは「しかし」を付けないでしっかりとやってもらいたいと思うし、これは担当はどこの課になるか知りませんが、課長の答弁、考え方も伺いたいなど、このように考えているわけがあります。

2番目の入札に関しまして、私は前回の議会の中で宮園小学校プールの入札率が99.8パーセント、びっくりするような金額で落札されました。こんな馬鹿げた神様の数字がどこに出てくるんですか。私は談合とは言いませんが、談合という言葉は皆さんから反論を受けると言うので言わないけども、話合いというふうに言いますが、話合いが当然行われているんですよ、これは。だけど、話合いが行われているか、行われていないかというのは証明できない。これは悪魔の証明と言って両方とも、そうだ、違うと言っていけば証明できないんです。だけど、いろいろな数字から客観的に、これはそういう話合いが行われているんじゃないかというような推測を、当然当事者として考えるべきだと思います。

私が今年度になりまして、総務課の方へ行きまして、入札がどの

よくなっているかというのを調べました。ちょっと長くなりますけどね。平成30・31年度、集約都市形成支援事業、立地適正化計画策定支援業務委託、これが0.82パーセントだと。これは0.82と言え、私は十分いい値段だと思う。しかし、その日に行われました3つの入札、森町公共下水道事業、森地区枝線管渠築造工事、平成30年度社会資本整備総合交付金事業、町道西梅島・下田線下田橋修繕工事、また平成30年町単独事業、町道森宮線舗装工事、これちょっとどこの場所か確認しておりませんが、この3つが同じ日に見事に98パーセントの落札率です。98パーセントですよ。

そして7月30日、また3つの入札が行われました。町単独事業、森町立宮園小学校水泳プール改修工事、これは先ほど言ったように0.99パーセント。0.99パーセントですよ。その日にまた他の入札がありまして、社会資本整備総合交付金事業、町道太田川右岸3号線舗装改良工事と、町単独事業、町道川原町6号線外1路線改築工事、この2つが0.98パーセントです。こんな数字、本当に神様の数字ですよ。私は6月21日の、ちょっと遡りますが、町単独事業、町道一宮圃場6号線改築工事、他3件が0.98パーセント、0.95パーセント、0.97パーセント、だから私は歩切りをやったらどうですかと、そういうことを言っているんですよ。歩切りをやれば、その歩切りで切った、例えば1000万円の工事だとしたら95パーセントくらいにして50万円は歩切りして町の予算にする、介護とかいろいろな面に使える、そういうようにして95パーセントの金額を入札の価格として公表しちゃえば良いんですよ。これが入札の価格ですよ。だから皆さんそれ以下でやってくださいよ。そうすればどんなに高くたって95パーセント。5パーセントの財源が残るわけですよ。そこらを考えてやってもらわないと、私は困ります。

先ほど町長が歩切りは国の命令だと、こういうことを言われました。しかしちょっと考えてみてください。ちょっと前に障がい者雇用問題促進法という法律がありまして、国が各市町村には100パーセント、この雇用者を、企業の労働者の2.2パーセントを障がい者

を雇用するというようなそういう法律というか、あれがありまして、もしそれを実行しない場合には、年間60万円、月5万円の罰金を民間から取るんですよ。ところが、国とか、霞が関の官庁なんかは全く罰則もなくそれをやっていないんですよ。水増し請求しているんですよ。そして、麻生なんていう大臣がいて、口をへし曲げて、私は障がい者という概念が分からないんだと、どんなのも入ると思ったなんて、こんな馬鹿な答弁をしているんですよ。こんな馬鹿なことがありますか。

だから、国の言うことをそのまま素直に聞いていると、こんなことになるんですよ。正しいことをやっていないじゃないですか、今の権力は。お友達に何億円もくれてやったりとか、行政文書改ざんとかそんなことをやって、それでそんなものをみんなが良いんだと思って応援していたら腐ってしまいますよ。魚だって頭から腐るって言うんですよ。今、国の頭は腐っているんですよ。だんだんだんだんこっちまで浸透してきますよ。どうかそういう腐りを止めてくださいよ、皆さんの力で。だから、歩切りをやって税金として残して、いろいろな弱いものに使う。これは当たり前なことだと私は思っております。是非ともこれをやってもらいたいと思います。

3番目もやはり、これ教育長の方から、良い考えだけどこれは大変だと、引率にしてもバスの問題にしても大変だと言うなら、私は政治が、教育が大事か、授業が大事か、それはもちろん両方大事だと思いますよ。しかし18歳で投票権があるんですよ。中学3年卒業したら2年後には4月1・2・3日生まれの人はもう投票権を持つんですよ。そういう政治教育というのもやはり学校でやる、思想的な問題も入ってきますのでそういう教育ができないのなら、議会の傍聴する、それは別に誰だってできることなんですよ。授業なんか1日どうかこうかしたって何とかやりくりすればできるんじゃないんですか。

それを、何から何まで「しかし」を付けて否定しちゃう、こんな行政は要りませんよ。誰だってできますよ、誰だって。「しかし駄

目だ」って言うなら。それをやっていくのが、社会の前進じゃないんですか。私はそのことを強く訴えて、今言った担当課長の意見とか聞きながら、ご答弁をお願いします。

議 長
保健福祉
課 長

(山本俊康 君) 保健福祉課長。

(村松成弘 君) 保健福祉課長です。鈴木托治議員のご質問にお答えをいたします。まず、シニアカーの町内会への貸出しというご質問でございますけども、シニアカー、現在電動カートの利用につきましては、介護保険の中で必要と認められる方につきましては、レンタルをしている状況でございます。

介護保険制度ですので、歩行が困難な方に対して貸出しをしております。介護保険を使って電動カートを利用される方の効果といたしましては、安全な外出ができるようになることで、生活意欲の向上であるとか、閉じこもりの防止、行動範囲の拡大、外部との交流、家族の介護負担の軽減など効果があるというようなことで謳われております。

さて、鈴木托治議員のご提案で、町内会への貸出しをということでございますけども、やはりこの電動カートですけども、電源がありましてやはり車と同じような扱いになるということ、やはり操作性に問題があると言いますか、操作不慣れによる事故等の懸念がされております。やはり町内会への貸出しとなりますと、不特定と言いますか、利用者が特定されずに、又は利用者の操作能力の確認ができないというようなところで、安全性の面で課題が残っております。

やはり介護保険で使われる方につきましては、事業者の方が同行運転と言いますか、操作説明を逐一丁寧にしながら、なおかつその方の程度ですね、認知程度と言いますか、安全に運転できるというようなことが担保されたということをもって貸出しをするというような制度でございますので、闇雲に貸出しをしているというわけでもございませんので、そういった運転者の適正を見極めた上での貸出しをしているというところでございますので、やはり先ほど申し

上げましたけども、不特定の方が運転をされますと、運転に不慣れな方も、いろいろな方がおられますし、また途中でバッテリーが切れて止まってしまったっていうようなものとか、段差があって転倒してしまったとかいうような、そういったいろいろな事故の報告もありますので、そういったところの危険性というものも認識をしてもらいながら、もし貸出しということであれば、そういった危険性を認識していただいての利用というようなところがありますので、そういう安全面での確保、これが一番の課題であるのかなと思っております。以上です。

議 長

(山本俊康 君) 総務課長。

総務課長

(村松利郎 君) 総務課長です。鈴木議員の入札についての再質問について、お答えいたします。先ほど町長の答弁でも申し上げましたとおり、公共工事の品質確保の促進に関する法律というのがありまして、公共工事の品質の確保や工事施工者の担い手の育成、確保等を目的に、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が、発注者の責務として明確に定められております。その中で適正な積算に基づく設計金額の一部を控除する予定価格の歩切りは厳に行わないことと明示されて、国からも要請があったことから、平成27年度から歩切りを廃止しております。

したがって、歩切りの復活につきましては、法令違反となるため考えておりません。

また、入札につきましては適正な積算を行った上で入札を執行しまして、公正かつ公平な入札を行った結果であると思っておりますので、今後も適正な入札を執行してまいりたいと考えております。以上です。

議 長

(山本俊康 君) 教育長。

教育長

(比奈地敏彦 君) 教育長です。先ほど答弁させていただきましたが、基本的なところについては非常に良い考えとして理解をさせていただいております。ただしという部分についてはですけども、先般、9月20日に遠江総合高校の方で、高校生を対象とした模

擬の選挙体験というのが行われました。直近の高校3年生、高校生については中学生以上にやはり緊張感を持っていると言うか、本当に該当する生徒さんということで非常に質の高い体験ができたと伺っております。

先ほど托治議員の方から何とかやりくりできるんじゃないかというふうにおっしゃいますけれども、中学3年生というのは入試というものが控えております。ですので、基本的な考え方でいきますと、歴史と公民というのを140時間やるためにも、他の学年と違いまして、ほとんど12月いっぱいか若しくは1月の間に全部こなさなくてはいけないというハードな日程なんです。そういう中でそこに日程を組む、特に議会等については一個前の議会等については理解しませんが、事前にですね議会の開催日等が把握しているわけではございませんので、そういう中でどうかと言われても、先ほど言いましたように良い考えだけでも現実的には難しいなという部分が大勢を占めると思います。

ですので、先ほど言いましたように、模擬選挙、高校の取り組みなどを例に挙げるならば、本当に地域の議員として中学校の方に向いていただいて、それこそ地域の中学生と語る会とか、議員と話し合う会とかという部分で、そういうかたちでも議会のあり方、政治のあり方についてのイロハは学べるんじゃないかなと考えています。その考えを進めるためにも、議員の皆様が主体的に計画とか、実施していただくわけですので、実現可能になってくる部分と難しい部分があるんじゃないかと思いますが、是非そういう部分では、よろしくご理解の方をお願いしたいと思います。

議長
9番議員

(山本俊康 君) 9番、鈴木托治君。

(鈴木托治 君) 村松課長からのお返事をいただきましたけど、それこそ課長ももう20年すれば、多分足が不自由になるんじゃないかと、それは皆さんもそうだと思いますけどね、皆さん順繰りなんですよ。介護認定されていなきや駄目だと言うけれども、介護認定されなくたって家の周りを20・30メートル歩いたり、畑の草は

とれたりしても、買い物にいけないという人は1キロばかりのところに行って、重たい袋を背負って買い物に行くなんてのは不可能なんですよ。

だから、人に例えばサンマを買ってきてくれと言っても、やはり自分で見て買うのが一番楽しいんですよ。そういうことで、やはりお互いに助け合う互助、公助の関係で、とにかくいつかは自分がその道を通るということを肝に銘じて、やはり真剣に私はこの問題について考えていただきたいなど、このように思います。

また、操作性と言われまして、確かに難しいかもしれません。しかし町内会にもし渡した場合は、その該当者が手を挙げてもらって、そこでしっかりした運転教育というか、そういう教育をしてそして貸し出すとなるというようなことになると思うんですけど、これ全国でもまだやっていないかもしれませんが、私はいち早く全国に先駆けた、森町に議員研修で来るくらいのを、そういうものを一つか二つ作っていくべきではないかと、そのように考えております。

2問目ですけど、ではなぜ最低制限価格というのがあるのか。例えば森町下水道事業配水管布設工事、これ入札の予定価格が745万円、ところが最低制限価格が447万円というように300万円近い差があるんです。これなら、できないと言うんなら、最低価格じゃまともなものができないというのなら、最低価格をなくしちゃえばいいんじゃないですか。これでもできますよということで最低価格が書いてあるんですよ。

私が特に言いたいのは、森の競争入札は今言ったように97・98・99とこうなっていると、ところが森町以外の広域から募集した入札、静岡だ浜松だというそういう特殊な入札の仕組みがある、それは例えば公共下水道でも、これは5月18日にやった森町公共下水道事業、効率的な事業実施等の為の計画策定業務委託、これ0.88パーセントですよ。地元の業者は何も入っていないのが0.88パーセントで落ちているんですよ。

そして、同じような水道関係でアセットマネジメント検討資料作成及び経営戦略策定業務委託、これ0.94パーセントで大場上下水道設計というのがどこにあるのか知りませんが、その人に落ちています。また、北部配水池増設詳細設計業務委託、これは0.93パーセント、そしてまた同じように、広域でとったので中部総合コンサルタントが9割で落札しているんですよ。

もっと一つ、ものすごいのがあったんですけど、森町公共下水道事業、(補)森地区管渠^{かんきょ}実施設計業務委託、予定価格が917万円、後は省きます、最低制限価格550万円、大体350万円くらいの差があるんですけど、落札したのは6割ですよ。6割で落札しているんですよ。この業者6割でも儲けていると言っているんですよ。皆さん方がマニュアルで大概の工事はみな同じ金額が出て当たり前と言うけども、何でこんなに極端に違うんですか。マニュアルがあるならマニュアル通りにやれば、こんな金額出てくるわけがないじゃないですか。

結局そうやって皆さんが、善良な人の大事な税金を、かつさらうようにしてやっているのが実態なんですよ。私はたくさん建設業者もいるし、私の親戚にもいる。また友達にも土木をやったりして外部でいると。だけど、入札なんか談合イコールだよと。国だってやっているんですよ、リニアモーターカーで。そんなものを断固認めないできれい事をやっていると思ったら大間違いですよ。少しでも税金を落とすようにしてくださいよと。そのためには歩切りしなさいよと、こう言っているんですよ。

そこらをもっと検討してもらわないと、本当に納税者は怒りますよそのうちに、みんなが知れば。私は皆に言うつもりでいます。こんな馬鹿な競争入札があるかと言うことを。

最後に、教育に関して、教育長、それなら我々議会がひよっとしたら、土曜日・日曜日・夜間議会そういうものも、もしかしたら議会で考えましょう。考えて、それでそのときに是非とも子どもさんに来てもらいたい。

日本の政治を動かすのは、有権者で、選挙なんですよ。そういうものを正しく選挙権を行使するために、政治教育というのを中学でやっているんですか、やっていないんですか。そこらも含めて、やはり子ども達にいち早く政治の世界を知ってもらいたい。政治によって我々は動いているんですよ。不幸にもなるし幸せにもなるし、戦争にもなるし平和にもなるし、そういうことをしっかりやるためには、教育は大事なんですよ。教育は国づくりの原点なんですよ。

そこら辺のあれが、私は全然抜けていると思いますよ。もう一度答弁をお願いします。

議長 長 (山本俊康君) しばらく休憩をいたします。

(午後0時01分 ~ 午後1時00分 休憩)

議長 長 (山本俊康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、4番、岡野豊君より、一般質問においてプロジェクターの使用の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

準備に時間が掛かりますので、お昼休みに準備をさせていただきましたので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは当局側より、答弁をお願いします。

町長、太田康雄君。

町議長 長 (太田康雄君) それでは、私から托治議員のご質問、1問目と2問目について、少しお答えをさせていただきます。

まず、托治議員から考え方はいいけれど「しかし」ということで、やれない理由を述べているというご指摘がございました。この考え方はいいけれどという部分でございますが、今回のこの電動カートの問題につきましては、私は托治議員のおっしゃる共助という考え方、お互いに助け合う、いずれは自分も助けが必要になるから、そのときのために今から協力をしましょうというこの共助の考え方は同感をするところであります。

しかしながら、電動カートを町内会に貸し出して、広く不特定多数の方にご利用をいただくということについては、管理の問題上、あるいは運行の問題上、なかなか課題があるなということで、その

部分については「しかし」ということになるわけでございます。しかしながら、共助という考え方につきましては、これは同感をいたしますし、これからこの福祉に限らず、様々な場面において、町の事業を進める上で共助というものは今まで以上に必要になってくる考え方であると思いますので、その考え方は尊重させていただいて、他の事業で、ただいま共助を基とした事業を検討しておりますので、そういったところで、施策として生かしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、2問目の入札の件であります。歩切りを復活せよということでございます。私からも、また総務課長からもお答えをいたしましたように、歩切りを復活することについては、法令違反であります。

確かに全ての法律が、全ての人によって守られているわけではございません。当然毎日のように、法を犯す犯罪が起きているわけですが、だからといって、町が法令違反を堂々と先頭を切ってやるということは私はできないと考えております。多くの方が、たとえ多くの町民の方が、法令違反でも歩切りをせよというご意見を持っていたとしても、私は町を預かる者として、それはできないとお答えをさせていただきます。

この後3問目で、中学3年生に議会の傍聴というご提案もありますが、中学生が傍聴している議会において、法令違反をせよというご意見があったとすれば、中学生にとっては、いろいろなご意見の議員さんがいらっしゃるという認識にはなろうかと思いますが、その場で町長が法令違反をしますということは、到底答えられないことでもありますし、もし町が先頭に立って法令違反をするというような事態になれば、当然町民の皆様は、条例を守ってください、町の規則を守ってください、あるいは税金を額面通りに納めてくださいというその言葉にも裏付けのない、力のないものになってしまうと思っておりますので、歩切りについては何度も申し上げておりますように、法令違反である以上、それを復活することはできません。

議 長
副 町 長

この他、入札の件につきましては、もう少し副町長からお答えいたします。

(山本俊康 君) 副町長。

(村松 弘 君) 副町長です。入札の件につきまして、お答えをさせていただきます。先ほど来、予定価格とか最低制限価格とかという言葉が並んでおりますけども、まず整理させていただきますと、予定価格と言いますのは、こちら側が積算基準に基づいて積算にした設計価格ということでございまして、一定の金額以下のものにつきましては、事前に公表して入札を行っているものでございます。

それから最低制限価格でございすけども、これは落札価格ではありませんので、この我々が発注する事業が、品質が確保される最低限の金額ということでございすので、たとえ金額が安くても、この最低制限価格を下回る金額で入札された場合には、それは落札とはなりません。

したがって、予定価格と最低制限価格の間に入っている金額で一番低いものが落札の価格ということになりますので、その辺はご承知をお願いしたいと思います。

それから、今言いました最低制限価格につきましては、工事それから建設土木に関わる委託というものについて最低制限価格を設けさせていただいておりますので、備品の購入につきましては最低制限価格は設けておりません。ですので、安い金額で入札していただければ、その金額が落札価格になるということでございます。

先ほど、下水道の入札の関係で、数件挙げていただきましたけども、先ほど挙げていただいたものについては、公共下水道の実施設計の計画策定業務というところございまして、土木工事の分野の入札ではございません。町外の業者の方が安いというようなお言葉がありましたけども、この公共下水の設計業務を指名できる業者が町内にはおりません。したがって、必然的に町外の業者を指名したということになっております。

ですので、その地域性によって、落札率も異なるというような状況ではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

議長 (山本俊康君) 教育長。

教育長 (比奈地敏彦君) 教育長です。先ほどの質問でございますけれども、議会活動の云々ということにつきましては、私の方からは控えさせていただきます。

次に、3年生で政治教育はやっているかというようなことについてでございますけれども、これはやっております。公民という学習の中には3つございまして、私たちと現代社会、私たちと経済、私たちと政治という部分で分けております。ですので、中学生という発達段階に応じて、例えば私たちと政治の中では、法に基づく政治なんだよということとか、民主主義、民主政治の具体的な仕組みとかそういう部分、例えば議会のあり方、政党のあり方云々については、中学生なりに勉強しているところでございます。

議長 (山本俊康君) 8番、中根幸男君。登壇願います。

8番議員 (中根幸男君) 8番、中根幸男でございます。私は先に通告いたしました小中学校にエアコンの設置について、町長に質問させていただきます。

近年、地球温暖化の影響でしょうか、気温の上昇が続いています。特に今年の夏は、最高気温が30度を大幅に超える記録的な猛暑が続き、全国各地で最高気温を更新、埼玉県熊谷市では41.1度まで気温が上昇、日本歴代最高を5年ぶりに更新をいたしております。

こうした状況を踏まえ、政府は「児童・生徒の安全、健康を守るための猛暑対策は緊急の課題であり、学校へのクーラー設置を支援していく必要がある」とし、来年夏までに全ての公立小中学校にクーラーを設置するために、予算措置を図る方針を固めています。

また、全国的に小中学校のエアコン設置の動きが広がり、県内では静岡市や浜松市を始め、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、袋井市など相次いでエアコンを設置する方針が明らかにされました。

既に吉田町では、町立小学校の全ての普通・特別教室でエアコンが設置され、快適な環境で授業が行われております。

本町でも国の方針に基づき、教育環境整備の一環として、小中学校の全教室にエアコンを設置する必要があると思いますが、町長の考えを伺います。

議 長 (山本俊康君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) 中根議員の「小中学校にエアコンの設置について」のご質問にお答えいたします。

近年、夏の暑さは大変厳しく、とりわけ今年の夏は、全国的に記録的な猛暑に見舞われました。

このような中、町内の学校における暑さ対策としまして、これまでに扇風機の設置を行いました。平成23年度に幼稚園及び小中学校の全ての普通教室に、平成26年度から27年度にかけて、学校が希望する全ての特別教室に扇風機を設置いたしました。併せてミストシャワーも全園・全校に設置しています。

ご質問のエアコンの設置につきましては、幼稚園におきまして、職員室と預かり保育を行っている保育室や遊戯室、小中学校におきましては、保健室、職員室、校長室及びパソコン室には、既に設置しております。また、小中学校のランチルームは、児童生徒が一堂に会して食事をしますと、更に高温になり食欲が低下するとともに、衛生管理上もエアコンの必要性が高く、併せてPTA活動や有事の際、避難所としても利用できますので、エアコン設置を計画的に進めているところであります。

平成29年度には、飯田小学校と宮園小学校、今年度は、森中学校のランチルームへのエアコン設置を完了しております。

今年の夏の記録的な猛暑を受け、各学校の活動におきましては、屋外活動の制限やミストシャワー、エアコンが設置されている部屋の積極的な使用など、児童生徒の健康安全を図るため可能な限りの対応を図ってまいりました。しかしながら、それらの対応を上回るほどの高温が続きましたので、急遽、エアコン設置が済んでいない

ランチルームや、児童生徒を大勢収容できるホール等に、リースにより冷風機やスポットクーラーを配置いたしました。

通常、始業式等は体育館で行いますが、1学期の終業式と2学期の始業式は、エアコンや冷風機等を設置した場所で実施したり、時間を短縮したりするなど、それぞれの学校で暑さ対策を図りました。冷風機やスポットクーラーは、常設の冷房機器と比較して冷却効果が小さく、限定的ではありますが、ある程度の効果を上げることはできました。

今後も、今年の夏のような気象が続くことが予想されます。このような厳しい環境下において、児童生徒の健康で安全な教育環境を確保するために、エアコン設置は必要不可欠であると考えています。

第2回総合教育会議においても、エアコン設置について議題とし、その際に私から「設置に向けて検討を始める」とお伝えしています。今後、国や県の補助事業の動向を注視しながら、来年夏までにエアコンを設置したいと考えております。

ただし、同時に全ての教室というのは、経費も莫大になりますし、更新時期が同時になりますので、まずは、全ての学校の普通教室及び幼稚園への設置を優先し、その後、特別教室の使用状況等勘案し、必要なところに設置してまいりたいと考えています。早急に計画を具体化し、今後補正予算等で対応をしていきたいと考えておりますので、その際にはよろしくお願いいたします。以上申し上げまして答弁いたします。

議長
8番議員

(山本俊康君) 8番、中根幸男君。

(中根幸男君) 大変前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。本当に梅雨明けの7月は、急激に気温が上昇しまして猛烈な暑さになりました。そうした中、皆さんご案内かと思えますけども、愛知県豊田市の小学1年生の男児が、これは校外活動ではありますが、熱中症の中でも重症の熱射病で死亡するという大変痛ましい事故も起きております。その後、小中学校へのエアコン設置の動きが加速したようにも感じています。そういうことで、

是非町内の小中学校の全教室にエアコンの設置をお願いしたいというふうに思います。

そこで町長の答弁にありましたように、来年夏までにということでございますが、幼稚園も含めてということでございますね。どんな段取りで進められるか、その点だけお伺いします。

議 長 (山本俊康君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) 段取りにつきましては、先ほども若干触れさせていただきましたが、まずは来年夏までに小中学校と幼稚園の全ての普通教室に設置をしてまいりたいと思っております。

ただし、来年夏、夏と言いましても具体的には6月までということになるかと思いますが、6月までに設置をするというためには、当然エアコンそのものの機材あるいは附属品の確保、それから作業員の確保、こちらも全国的に同時に設置に取りかかるとお思いますので、そういったことも早めに手を打っていかねばならないと考えています。

そのようなことも考えますと、今年度中に補正予算を計上させていただいて、可決をいただいた後に契約をし、速やかに工事の準備に取りかかっているように思います。

国の補正予算が組まれるということも予想されますが、これについては、時期、金額あるいは配分額等未定でございますので、国の補正予算を待っている6月の完了ということには間に合わない可能性が高いことも十分考えられますので、とにかく6月に間に合うようにということを前提に考えながら、それによりまして町単の部分も増えることも十分考えられますけれども、そのように進めていきたいと考えております。以上です。

議 長 (山本俊康君) 2番、加藤久幸君。登壇願います。

2番議員 (加藤久幸君) 2番、加藤久幸でございます。私は先に通告した2問について質問をいたします。

1問目でございますが、中学校運動部活に関する総合的なガイドラインについて。2018年3月、スポーツ庁は運動部活動のあり方に

関する総合的なガイドラインを策定し、学期中、中学校の活動時間は平日2時間、休日3時間程度まで、週2日以上 of 休養日を設ける。教育委員会や学校はこの指針を基に活動方針を作り、スポーツ庁が全国の取り組み状況をフォローアップする。週末の試合が負担とならないよう、大会の統廃合のほか、参加できる大会数の上限を示す。学校側は生徒数や教員の校務分担といった実態を考慮し、外部活動員を積極的に活用する。行き過ぎた練習による負傷リスクを避けるため、短時間で効果を得られるよう科学的トレーニングを導入する。少子化を踏まえ、学校単位の運営から地域単位の活動への移行も視野に入れる。

その後、静岡県及び静岡市、浜松市においても、活動ガイドラインが策定され、各市町でも部活ガイドラインが策定されつつあると聞いています。森町においての部活動の現状を伺います。

2問目でございますが、教育現場におけるスクールソーシャルワーカーの現状について。教育現場においてスクールソーシャルワーカー（SSW）という言葉が最近よく耳にしますが、森町において豊かな教育を進めるために、どのように利用活用されているか、現状を伺います。いずれも教育委員長に答弁をお願いいたします。

議 長
教 育 長

（山本俊康 君）教育長。

（比奈地敏彦 君）加藤議員の教育委員長へのご質問ですが、私、教育長からお答えいたします。

初めに「中学校運動部活動に関する総合的なガイドラインについて」申し上げます。

当町における部活動ガイドラインの状況ということですが、現在、国及び静岡県が策定したガイドラインを参酌して、磐田市、袋井市、森町の2市1町で「磐周地区部活動ガイドライン検討委員会」を立ち上げて検討し、合同で策定を進めているところでございます。

具体的には、2市1町の教育委員会担当者に、校長会代表、教頭会代表、教員代表、中学校体育連盟代表が加わり、協議を重ねてお

ります。このように広域で策定する例は、県内では珍しいとのことですが、この磐周地区におきましては、以前から中学校部活動の遵守事項等について、足並みをそろえ実施をしてきた歴史があります。

昭和55年に磐周教育協議会が「磐周教育会としての遵守事項」を策定しました。その時々状況により改訂を行い、現在「磐周教育の充実と振興のための配慮事項」というかたちで、磐周地区すべての小学校における課外活動と中学校部活のガイドラインとして、全職員が共通しております。内容も、国、県が示すものに沿っており、時代に先駆けたものであったと言えます。

現在策定中のガイドラインは、国のガイドラインに沿うとともに、現行のこの配慮事項を基本とした上で、2市1町共通の部活動の指針にしたいと考えております。

今後は、「第3回磐周地区部活動ガイドライン検討委員会」を経て、本年12月末を目途に策定を終了し、市町ごとに公表する予定となっております。さらに、これを町の部活動ガイドラインとして各学校に通知し、学校はそれを受けて自校の部活動ガイドラインを策定することになります。

次に「教育現場におけるスクールソーシャルワーカーの現状について」申し上げます。

教育現場では、全国的にいじめや家庭環境の問題による不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題があり、その増加については憂慮すべき状況にあります。

森町においても、認知件数や人数は多くはありませんが、児童生徒の健全育成を図る上で学校が抱える課題となっており、日常的にその課題解決、改善に向けて取り組んでいるところでございます。

国、県としましても、これらの課題に対応するため、専門的な知識や技能を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各市町に配置し、教育相談体制の整備や充実を図っております。

静岡県では、平成28年度より、政令市を除く県内全33市町にスク

ールソーシャルワーカーを配置しています。森町にも、社会福祉等の専門的な知識・技術を備えた方が1名配置され、森町の全幼稚園及び小中学校を担当していただいております。

スクールソーシャルワーカーは、主に、児童虐待や貧困などの家庭的な問題や、発達障害などの医療的な治療・支援を要する児童生徒、保護者に対して、福祉や医療などの関係諸機関とのネットワークの構築、連携及び調整、更に校内におけるチーム体制の構築に向けて、その専門性を生かした支援をしております。

スクールソーシャルワーカーが配置されて、今年で3年目を迎えますが、年間の配置時間は、初年度の204時間から、408時間に倍増しております。1日6時間を週2日、年間34週にわたって、各幼稚園、小中学校を訪問していただいております。

特に、複雑な課題や課題数の多い学校を拠点校、それ以外の幼稚園、小中学校を巡回校とし、年間計画に基づいて訪問していますが、緊急に要請があった場合には、その都度調整し訪問できるよう工夫をしております。また、森町独自の取組としまして、幼稚園と小学校の連携の重要性から幼稚園訪問についても実施し、卒園児を含めての共通理解と連携を深めております。

これまでの成果としましては、中学校区単位で子どもたちの状況を把握することにより、該当する児童生徒一人ひとりを丁寧に継続的に支援することが可能となり、保護者との信頼関係を基盤として、抱えている課題解決に向けて継続的に取り組むことができいております。

また、教職員に対しましては、専門性を生かした関係諸機関とのネットワークの構築や、校内のチーム体制づくりが進んだことで、信頼関係が深まり、安心して相談や指導ができております。

さらに、特別に配慮を要する児童生徒の対応についても、スクールカウンセラーとともにケース会議に参加し、連携を図ることで、様々な視点からの助言が可能となり、課題解決に向けて進み始めております。

議長
2番議員

今後も、学校が抱えている課題について、迅速、的確な対応を図るために、スクールソーシャルワーカーを活用してまいりたいと思います。

以上申し上げ、答弁といたします。

(山本俊康君) 2番、加藤久幸君。

(加藤久幸君) 部活動については、2市1町で磐周地区で国県に沿った、ガイドラインに沿った方法で検討を進めているということで伺いました。時期については、第3回が12月末に策定をし、来年度の4月からの稼働と言いますか、その予定でよろしいかと思いますが、そんな中で大変部活動、重要な役割を示していると思うんですが、その指針の一方で県教委が2017年度に実施した部活動に関するアンケート調査によりますと、教員が約8割が部活動の必要性を認めており、9割以上の生徒が部活動にやりがいを感じているというふうに聞いております。

そして、また運動部の大会成績に重きを置く学校があったり、日々の活動が教員や保護者らの熱意によって支えられ、子どもさんたち生徒の居場所にもなっていると思います。そういう中で、当然この働き方改革にも比例をしたガイドラインということで伺っておりますけども、そんな中でそのことによって、二律背反にならないかということが一番難しい問題なのかなというふうに思います。そのことについて、ちょっとお聞きします。

2問目のスクールソーシャルワーカーについてですが、これは1名の方が活動をされているとお聞きしました。そして204時間から408時間に倍増されたということで、一日6時間、週2日、これは当然、社会福祉士や精神保健福祉士といった福祉の専門家の方でよろしいんですか。それとその方の経歴、どのような経歴をお持ちの方なのか。それと、このスクールソーシャルワーカーは、年々増えている、各自治体に増えていると聞いております。文科省が平成20年度よりスクールソーシャルワーカーの活用事業を開始して、平成26年度は1,186人、27年度は2,247人、28年度は3,047人、これ予

算上ですが29年度5,047人というふうにお聞きをしております。

森町の場合においては、このSSWの中で配置型と派遣型と巡回型で3つに大きく分けられると思いますが、森町の現状を踏まえた場合、巡回型でよろしいのでしょうか。その辺も含めて再度お聞きします。

議長 (山本俊康君) 教育長。

教育長 (比奈地敏彦君) ガイドラインの予定等については、先ほど答弁した通りでございます。それと、次のご質問で二律背反ということでございますけども、もちろん現場の教職員の声というのを、それを担当者と言うか、入っております。ですので、先ほど言いましたように、具体的な例としましては、教育現場と保護者の部活への考え方というものについても、今言った働き方改革の中でやり過ぎじゃないかっていう部分と、中学校段階における部活動というのが、無理があるじゃないかという部分の対立というのがあります。

ですが、先ほど言いましたように、いろいろな働き方改革、又は世の中の出来事の中で、そこに一線を引いて、やはりやり過ぎという部分についてはいかがなものかという部分に一線を引いておりますので、スポーツ庁についても、県についても私達の作っている案についても、それぞれの当事者、保護者の代表等も意見交換の中に入っておりますので、そういうところで情報を共有しながら、皆様の理解を得るようなかたちのガイドラインの作成になるんじゃないかなと、そのように思っております。

2点目のスクールソーシャルワーカー等についてでございますけども、これも議員がご指摘の通りですけども、スクールソーシャルワーカー等については、本当に児童生徒に影響を及ぼしている学校、家庭、地域環境の改善に向けて、福祉、そういうところにネットワークづくりをする意味での、福祉の専門家というところでございます。

同じような、答弁で触れたスクールカウンセラーというのは、逆に心の、心理の専門家と言うんですかね、そういうような線引きを

しているところでございます。ですので、森町についても、時数配分について、倍増して非常に効果は上がっているという現実の中で、先ほど言いましたように8校しかございません。幼稚園を含めて全体的な地区に比べれば、小回りが利く団体でございますので、拠点校方式と、巡回方式をうまく取り入れながら、計画的にやっているところでございます。

現場の声を聞くと、やはり来ることによつての安心感、学校生活の安定感、また保護者の信頼が得られたというような大きなプラスの回答をいただいておりますので、森町については、今答弁で申しましたようなかたちが一番ベターだと思いますし、常にいらっしゃるといふと、逆にその時間の過ごし方等についても課題を生じますので、臨機応変が効く、今のような計画が森町流としては合っているんじゃないかなと思うところでございます。

議長
2番議員

(山本俊康君) 2番、加藤久幸君。

(加藤久幸君) 再度丁寧に説明をいただきました。この間の中日新聞に、これは運動部ではありませんが、静岡市立中学校の吹奏楽部が午後11時過ぎまで部活動をしたというのが載っております。そういう中で、やはりこれはガイドラインに沿ってやっていただきたいと思います。それから、外部指導者のことはこの中で考えていらっしゃるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

やはりスポーツ活動、文化活動の指導は、市町に文化スポーツ振興室のような部署を作り、森町では小規模校が多いものですから、これは必要ないか少し分かりませんが、やはり行政が主体となって外部指導者を育成したり、ボランティアをマネジメントしたりすることが望まれたり、また教育の一環として部活動指導は大きな教育的な役割を示していると思いますので、このことについてもやはり外部指導者は十分理解が必要だと思われれます。是非ガイドラインに沿った指導をお願いしたいと思います。

それでSSWについてですが、これは浜松市においてですが、SSWについては通信費、いわゆる個人の電話を使ったりとか、社会

保険がなかったり、時数に限りがあって、当然その限りの中で対応できない、サービス残業となったりとか、そんなことも聞いたり、あとは力量を高めるための研修の機会がないというようなことも聞いております。その辺のことを危惧していますが、再度その辺のことをお聞きします。

議長 (山本俊康君) 教育長。

教育長 (比奈地敏彦君) ご指摘の吹奏楽を例にとって挙げられましたが、基本的なスタンスとして今作っているガイドライン等については、スポーツと文化等についても基本的には共通するというような抑えでおります。それとガイドライン等についても、一応、外部指導者及び保護者との連携という項立てをしておりますので、その中で外部指導者や部活動指導員との連携云々についても明記して、これからの時代に合った指導のあり方等について、ガイドラインで謳っているところでございます。あと、後半については、課長の方から回答します。

議長 (山本俊康君) 学校教育課長。

学校教育課長 (西谷ひろみ君) 学校教育課長です。スクールソーシャルワーカーにつきまして、通信費、社会保険の保障等、またサービス残業があるのではないかとというご質問であります。現在森町でお願いしているスクールソーシャルワーカーについては、まずは社会福祉士の免許を持った経験のある方ということで、この方につきましては、経験もあるというのは、森町の他に袋井市、掛川市も兼務をしております。

その中で、森町には週2日勤務を、月曜日と木曜日に勤務をお願いしているわけですが、学期ごとに訪問校を計画的に訪問していただいて、また教育委員会にも必ず来ていただいて、その学校でのケース会議等行った内容について報告をいただいているというようなかたちをとっております。

そういった中で、きちんと勤務時間を決めた中で行っておりますので、そういったサービス残業等については、時間でこちらも把握

議長
10番議員

しておりますので、そういったことは今のところございません。また、こういった専門的な資格を持った方ですので、その辺の報酬と言いますか、金額についても、やはりそれなりの手当を県の方で用意していただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(山本俊康君) 10番、西田彰君。

(西田彰君) 10番、西田です。2問質問させていただきます。小中学校の統廃合についてを質問いたします。6回にわたる「あり方検討会」が終わり、総合教育会議が2回開催されて2020年統廃合が日程に上がってくることになりました。学校のあり方検討会、総合教育会議の議事録を拝見させていただきましたが、各地域・各学区での意見、要望、希望等を聞く機会が十分であったのかと思うと、賛否は別といたしまして、少し足りないのではないかと思います。いかがでしょうか。

十分であると行政側が思っているならば、その説明をいただきたい。また、不十分の部分があるとしたならば、どのように対応していくのか伺います。

2問目は、森町の農地、農業の今後についてを質問いたします。以前、私は山間地や谷に入ったところの農地を「荒らさないために農家が草刈り、耕運をするだけ」という土地があり、そのときに農家にも何らかの補助が必要ではないかと質問したことがあります。

まだその頃は、兼業農家もそれなりにおりました。しかし、現在兼業農家は数えるほど、小規模農家は高齢者が何とか耕作しているのが現状だと思います。

一宮を例にとりますと、そのような現状から中間管理機構を利用した事業の開始の話合いが、最終段階に入っており、これから専業農家が水利、水田改良を基に耕作を引き受けていくことになっています。

心配するのは茶畑もそうですが、耕作しにくい不適地を今後どうしていくのか、農家や地域任せで良いのか、行政の考えを伺います。

議 長
町 長

(山本俊康君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄君) 西田議員のご質問にお答えいたします。はじめに「小中学校の統廃合について」申し上げます。

本町における少子化による児童生徒数の減少は、学校の小規模化にもつながり、小学校では複式学級が発生し、中学校においては部活動が成り立たなくなるなど、教育活動への影響や学校運営上の課題が浮き彫りになってまいりました。

教育委員会は、これを重く受け止め、小規模校において直接的な教育の受益者である児童・生徒の保護者の意見を聴くため、PTAによる学校のあり方についての意見交換会を、平成27年度、28年度の2年間にわたり実施し、保護者の声に耳を傾けてまいりました。

また、首長と教育委員が協議調整する場である「総合教育会議」においても議題にあげて協議をしてまいりました。

その結果、昨年度は、子どもたちのより良い教育環境を確保し、将来を展望した学校のあり方を検討するため、教育委員会の附属機関として「森町学校のあり方検討会」を設置して、教育委員長から「将来を展望した森町の小・中学校及び幼稚園のあり方について」諮問をし、委員の皆さんに検討をしていただきました。

この検討会の委員は、それぞれの地域の代表の方を始め、幼稚園と各小中学校の保護者の代表の方、園長・校長の代表、民間の方、大学教授等、22の方にそれぞれのお立場からご意見をいただきました。

6回にわたる会議の中では、意見交換のみならず、学校視察や幼稚園と小中学校に通う児童・生徒の全保護者を対象としたアンケート調査も実施し、広く声を集めた上で検討をしていただいております。また、特に声を聞いてほしいというご意見をいただいた三倉・天方地区におきましては、多くの皆さんにご参加いただけるよう、回覧にてお知らせした上で、地域懇談会も開催しています。そして、慎重に検討していただいた上で、3月13日に教育委員長に答申をいただいております。

さらに、並行して「町長と語る会」におきましても、学校のあり方についてご意見をいただいております。

議員ご指摘の「各地域・各学区での意見、要望、希望等を聞く機会が十分であったか」ということにつきましては、個々に感じ方は違うと思いますし、どこまでを十分というのか、限界を定めるのは難しいものではないかと思っております。

現在、教育活動への影響、学校運営上の課題を抱えている学校がある中で、スピード感をもって取り組んでほしいという声も聞かれましたし、私も3月議会において平成30年度中に方向性を示すということをお伝えしています。限られた時間の中で、先延ばしせず手順を踏んで取り組んでおりますし、方針を出すべきときが来ているものと思っております。

今後は、町長部局の関係課及び教育委員会事務局により、具体的な検討を行ってまいるとともに、該当地域にも伺い説明してまいりたいと考えております。また、統合の準備や諸問題解決のため、学校現場を中心に準備会等も設置していただき、具体的に検討をしてまいりたいと考えています。

次に「森町の農地、農業の今後」について、申し上げます。

まず、森町の農家戸数の推移について現状を申し上げます。5年ごとに全国で実施される世界農林業センサスによれば、森町の農家戸数は平成17年の645戸から、平成27年には419戸と、10年で約64パーセントに減少しており、これに対し、専業農家の戸数は平成17年の134戸から、平成27年には111戸となり、約83パーセント、概ね2割の減少となっています。

したがって、兼業農家の減少割合が多く、専業農家1戸あたりの担うべき農地が増えてきていると言えます。

また、ご案内のように、農家の高齢化、後継者不足、担い手不足、それに伴う耕作放棄地の増大など、農地の機能維持の問題については、全国的なものとなっています。

こうしたことから、国において、地域で話し合いを進め、人と農地

に関する問題を解決するための未来設計図である「人・農地プラン」を策定し、農地中間管理事業を活用して農地を集積・集約した中で、地域や地域外から呼び込んだ担い手において、将来的に地域の農地や農業を守っていくという方針を、平成26年度に打ち出し、取組を推進しています。

議員のご質問の中にもありました、農地中間管理事業は、平成26年度からスタートした、新たな農地の貸し借りの仕組みで、静岡県農業振興公社を母体とする農地中間管理機構が土地所有者と借り受ける耕作者（担い手）との仲立ちをするのが特徴であります。

公的な農地中間管理機構が複数の土地所有者から農地を集团的に借り受け、集積や集約化、場合によっては簡易な基盤整備などを行い、大規模かつ効率的な管理が可能な状況にした上で、担い手と言われる認定農業者等の農家や法人へ貸し付ける仕組みとして創設されたものです。

しかしながら、農地の管理に困ったときには、全て農地中間管理機構に依頼すればよいということではなく、まずは、土地所有者や耕作者の皆様で地域の農地を持続させる方法を考えた上で、借受先の担い手を決めていただき、農地中間管理機構を利用していくこととなります。

さて、一宮地区では、経営体育成型の県営農地整備事業において、用水管の更新、配水槽補修、給水栓の交換、暗渠排水工あんきょを計画しています。

この事業を実施するに当たっては、地域の代表者、地主、そして耕作者の皆様で一宮農業推進委員会という組織を立ち上げていただき、集積や集約化の成果に対して、促進費や地域集積協力金という補助事業を活用して、地元負担を少しでも少なくできるよう、農地の借受けや耕作者の調整など、地域の皆様で大変なご尽力をいただいているところであります。

このほかにも、中川上地区や草ヶ谷パイロット地区の茶園において、農地中間管理事業の取組事例があり、また、今年度、問詰地区

では、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進した上で、農地の基盤整備等を実施する農地耕作条件改善事業を実施する予定です。

耕作条件の比較的良い地域や、担い手が確保できる地域、自らの地域の農地を守りたいと望む地域においては、こうした中間管理事業を活用した取組を推進しやすいわけですが、議員からご発言があったように、比較的、耕作条件が悪い農地となると、中間管理事業等を活用した取組が容易に推進できるわけではなく、最終的に耕作放棄地になる恐れもあります。

こうした耕作放棄地の問題に関しては、平成22年度から農地法に基づく、農地の利用状況調査を毎年実施しています。

この調査は、農業委員と農地利用最適化推進委員が現地を確認し、耕作放棄状況からの再生可能性の度合いを判断し、保全管理されている農地、現在は耕作されていないが再生可能な農地、既に森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な農地と、3段階に区分けしています。

農地に復元不可能な農地の一部については、所有者に非農地通知を発出するなど、地域に応じた対応を実施しています。

また、ご案内のように、近年の茶価の低迷から荒廃化が進む茶園も多くあり、これらの対策の一つとして、中山間地域農業振興協議会という組織で比較的持続可能性が高い転換作物を提案し、実証圃場^{ほじょう}への苗木の提供等も実施しています。

ただいま、申し上げましたように、耕作条件など一律ではない中で、優良農地については地域の皆様と相談した上で、効率化を図って維持し守っていくとともに、現在の利用や管理・維持が難しい農地については、持続可能性の高い作目への転換を図る、また、以前、開墾されたものの現状維持が困難な場所については、農地以外の地目へ転用することも取り組んでいます。

さらに、一宮地区においては、議員、ご案内のように「一宮の水と環境を守る会」において、国の多面的機能支払交付金を活用し、

水路・農道等の維持管理作業を地域共同で実施することにより、一宮地区の農業・農村の多面的機能の維持・発揮、及び地域資源の適切な保全管理にご尽力いただいております。

多面的機能支払交付金のうち、資源向上支払交付金については、遊休農地の有効活用などの活動も交付金の対象となっていることから、地域での合意のもとで共同活動を実施するなど、創意工夫の中で、耕作しにくい農地等への対策も図れるのではないかと考えています。

ご案内のように、高齢化等により、所有者の努力のみで農地を適切に維持管理していくことは今後もますます難しくなっていくことと想像され、農地の荒廃化は隣接する農地や住環境、さらには景観に与える影響も大きく、地域全体の問題にもつながっていきます。

したがって、これらを防ぐためには、自助を基本にしながら、共助という方法により、地域でご協力いただく必要もあろうかと思えます。

また、行政も積極的に話合いに交えていただきながら、今、申し上げたような、公助として利用できる制度等のご案内などさせていただき、解決に向けて、お互い、適切な役割分担をしながら、協働して、課題解決へとつなげていきたいと考えております。

以上、申し上げます。

議長
10番議員

(山本俊康君) 10番、西田彰君。

(西田彰君) もう少し学校統合問題で詳しくお話があるかと思いましたが、意外とあっさりと答弁をされました。ここに議事録がございます。第1回総合教育会議の議事録でございます。その中で3月13日に委員長に答申を提出いただいた。これを受けて教育委員会としては、協議会等を何度か開催しておりますけれども、この協議会というのはどのような会議なのか。また、どのような方が参加され、どのような意見が出たのか伺います。

国から27年1月に公立学校の規模の適正化についての手引きが出され、小規模校とか大規模校などの教育環境を変えていかなければ

いけないというようなことが出たと思うんですが、その中に地域コミュニティのあり方、地域の活性化と地域社会への影響も考えなくてはならないと。これに対してこれは教育長が言っているわけですが、その中でそれよりもまず優先したいのは、児童生徒の人間としての成長に視点を当てた考え方、これを優先したいということをおっしゃっています。

児童生徒が主体であり、地域のあり方コミュニティは次の問題と捉えてしまいましたが、並行してこういうことは進めなければいけないと思いますが、どうでしょうか。

それから、これをまとめるに当たって、文部科学省が発行した手引きに明記された義務教育段階の学校では、単に教科等の知識や技能の習得だけではなく、集団の中で多様な考えに触れ切磋琢磨することを通じと、ずっと書いてありまして、その中で地域の特性も十分考える必要があると書かれていると思います。この国の手引きです、この中には地域の特性を十分考える必要があると書かれていると思いますけども、その点はいかがでしょう。

町長がその会議の中で、一般質問でも平成30年度中に結論を得ると答弁しています。それに沿って今回第1回の総合教育会議を開催したと言っています。答弁をしてしまったから決めなければならないと聞こえますが、この問題、子ども、地域の理解がなければできないと思いますが、いかがでしょう。

この答弁の中で数箇月で結果を出していく必要があると。かなり早くこれをもう進めるというように捉えるような発言もあるわけですが、そんなに急いで良いのでしょうか。

また、これはやはり町長ですが「森町らしく森町に合ったかたちでできればいいと思っている」とは言っても平成32年4月という目標が示されたため、スピーディに進めないと厳しいと思われる。早急に町長部局と教育委員会で必要な事項を協議しながら具体的に進めたい。また、今年度の総合教育会議は余り間隔を空けないで必要に応じて複数回開催しながらと言っています。しかし、2回で結論

を出してきていまして、複数回というのは2回が複数回なのでしょうか。それとも3回4回とやるというので答弁したのでしょうか。これはもう本当に統合ありきと聞こえるわけです。

委員長が、この総合会議の委員長が、教育委員会の統一見解であるが、止むに止まれぬ統一見解という面もあると。止むに止まれぬほどというのはどのような意味があるのでしょうか。

教育長は元々は8校あることの課題が年を重ねるごとに如実になってきていると言っています。8校というのは確かにこの規模の市町で多いかもしれませんが、それはその地域によって8校が今まで運営されてきたということですが、この8校あることの問題点をもう少し細かく説明をしてください。

それから、障がい児童の対応でございますが、教育会議、あり方検討会では対応策は出されていなかったと思います。どのような対応を、今後合併するとなるとしていくのか。先ほど加藤議員の質問の中でスクールソーシャルワーカー、これはもう少し細かく、役割をちょっと私、聞き落としましたんで、説明してほしいんですが、これが配置が必要となってくると考えてくるわけですが、現在袋井・掛川・森町を受け持っているということですが、当然合併となってくると、かなり子どもへの負担もかかる、また障がいをお持ちの方は余計負担がかかると思うわけですが、その辺をどのように考えているのか、ご答弁をお願いします。

耕作放棄地になっている、また、これからなりそうだということを私は質問しているのですが、行政側の町長の答えは飽くまでも所有者や農家の皆さんに何とかしてほしいというような答弁であったんですが、それができないから、それができなくなっているから行政はどうするんだという私は質問をしています。それに答えてください。

議長 (山本俊康君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) 西田議員の再度のご質問ですが、非常に多くの点を質問されたかと思えます。私に対して質問されたこともご

ございますので、それについてまずお答えをさせていただきます。

冒頭、非常にあっさりとした答弁であると。もっと詳しく答弁があるかと思ったというご意見がございましたが、この小中学校の再編については、9月4日の全員協議会において、詳細に説明をさせていただいておりますので、そのところについては既にご存じのことということで省略をさせていただいた部分はございます。その点をまず申し上げさせていただきます。

それから30年3月の議会の一般質問の答弁において、30年度中に方針を出すということ、方向性を示すということ、その答弁に縛られて早急に結論を出したのではないかとご存じでございますが、決してそういうことではなくて、決してこの3月議会における答弁がその場の思い付きで申し上げたことではなくて、私のこれまでの一連の考え方の中において、今後のことを考えた上で答弁をさせていただいていることでもありますので、決して議会の答弁に縛られているということはありません。十分に考えた上で答弁をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

あとは、教育長、学校教育課長からお答えいたします。

議 長
学校教育
課 長

(山本俊康 君) 学校教育課長。

(西谷ひろみ 君) 学校教育課長です。ただいまの西田議員のご質問であります。まず1点目の教育委員会の中で、協議会を開いて協議をしたという内容の会議の中であったということですが、協議会と言いますのは、教育委員会定例会は議案や報告事項という法で決められたものについて、条例等で決められたものについて定例会にかけていくわけですが、その定例会が終わった後に議案としてではなく、教育委員の皆さんとの意見交換、あるいは協議ということで定例会終了後に時間を取って意見交換をする場でございます。必ず定例会終了後にはその時々に応じた内容について、協議をしていただいておりますけど、そのところで昨年度から今年度にかけて、学校のあり方については協議を重ねてまいりました。

ということでございます。

2番目の学校について児童生徒の人間としての成長を考えてということで、地域コミュニティへの影響も考えなければならないということが文科省の手引きに載っているけれども、児童生徒の成長を主体でということで、コミュニティを次の問題としているように、発言から受け取れるということでございますが、やはりまず学校というのは、教育を行うところということで、もちろんその学校が地域の皆さんにとっては心の拠り所と言いますか、コミュニティの核となるところというのは承知しておりますけれども、まずその前に教育の受益者である皆さんの思い、そういったところ、あと教育としての課題がありますので、そこを主眼においてというところでございます。

当然保護者の皆さんの中には、100パーセント大勢の中でとおっしゃる方ばかりではありませんけれども、やはり教育としての課題があるというところを教育委員会として認識をしておりますので、そこはやはり教育というところを主眼において、こういった結論を出したというところでございます。

森町らしくと言いながら、複数回の総合教育会議を開催するという中で2回の開催ということではありますが、1回目の開催の際にそういったお話がある中で、2回目に至るまでには町長の命によりまして、副町長を委員長とするあり方の庁内検討会というものを設置しておりますので、そこで詳細について検討を重ねた中で、それを受けての2回目の総合教育会議でございますので、決して急いでとか、少ない中では思っていないところです。

あと、委員長の発言の中で止むに止まれぬ統一見解であるというように意見であったということですが、それについてもほぼ意見は同じではありますけれども、ただ一人ひとりそれぞれ全てが同じということではなくて、少しずつ違いはある中でも、それを皆さん調整して一つの統一した意見にまとめたということでありまして、そこについては多少、着地点と言いますか、子どものことを思えば、そ

ここにたどり着くのがいいだろうという点では、皆さん統一した思いでいるということだけは確かなところですよ。

それから、障がい児童への対応はということではありますが、こちらにつきましても、あり方検討会の中で話題に挙がったかという点につきましても、あり方検討会の会議そのものでは、そういった子どもさんについてどのように配慮していくかといった詳細の話合いはされませんでした。

まず、学校のあり方として学校をどうするのかというところの方向性を出したところで、その後そういった個々の対応は学校と委員会等で具体的に話し合い、そして解決方法を見つけ、個々に対応していくという考えでございましたので、あり方検討会の中では話題とはしておりません。

統合をされた際には、今もそうですけれども、各学校では児童生徒一人ひとりの支援の方法とかそういったことについては、校内での支援委員会等がありますので、そこで丁寧な話し合いをしておりますので、そういったところで対応を考えていくようになると思います。

スクールソーシャルワーカーにつきましても、役割は貧困家庭とか、あと障害を持った子どもさんの支援の方法とか、そういったところについて指導等をお願いしているわけですが、今現在は8校ある中で、巡回していただいておりますので、そこについては学校数が減った中で、それぞれの学校に訪問する回数は逆に増えていきますので、そこについては更に丁寧な対応をしていきたいと思っております。以上です。

議 長

(山本俊康 君) 教育長。

教 育 長

(比奈地敏彦 君) 教育長です。幾つかいただきましたけれども、重複するところはお許してください。議員の方から、首長の方の質問とダブるわけですが、急いでいないかと言うようなご質問があったかと思っております。この問題等については、私も何回か答弁させていただいておりますけれども、24年から町の問題として議員の皆様から取り上げられてきているという部分と、その時点から多くの皆様

からこのままではいけないという声をいただいたというところから端を発しているところでございます。

現に本当に三倉の方からについては、同級生がいない云々という中で、やはり学校再編は早く頼むというのを24年頃からいただいたという声もございますし、天方地区におきましてもこのままではやはり心配だというような声で、ホームページなどに声を上げていただいたと。そういう動きを踏まえて、議員の皆様からも取り上げられて、計3回お話をさせていただいて、これではいけないと。やはりしっかり私たちも教育としての行政を預かる面としては、そこに真摯に向かっていかななくてはいけないということで、段取りを踏んできたつもりでございます。

やってきたことについては、先ほど言いましたように、多い少ないという議論は多々あると思いますけども、私たちからすると、やはりまずはどういう展開がいいかということを経済委員会でも話をした中で、まずは受益者であるお父さんお母さんの声をまず聞いてみようというところから始めて、ある程度のデータを集めてきたところではあります。

そういう中を踏まえて、それでもということで、地域を入れて地域の回覧板を回していろいろな情報交換させていただいたり、町長と語る会においても更にこちらの方に提案したりご意見をいただいたりといういろいろなかたちで、やはり私たちとしては、順を追ってやってきたつもりでございます。

ですので、今の段階からすると、やはり6回の踏まえた昨年度の総合教育会議というものは、一つの森町の大きな保育の目指す方向性としての会でありましたので、そこで答申を上げられたことについては重視して、教育委員会としてきちんと精査し、先進地域等も見て、どうあるべきかというものを私たちなりに判断させていただいたところでございます。

これからも出てくるような問題も多々ございますけども、やはり

方向性が示された以上、私たちについては保護者又は地域において、丁寧な説明をさせていただくというのが筋になるんじゃないかと思うところがございます。

8校あることが課題だという部分については、これは先ほどの議員のご指摘がありましたように、文科の方の手引書の中にも、やはり主体的な検討というところで学校数、学校の人数とかそういう部分についても、ある程度の点検をした方がよいよという文言がございます。

森町は今18,000人弱の規模の地域でございます。その中に8校がどうかという部分については、やはり教育行政的な視点から見て、今後難しいところに直面する。それがごく小規模の学校があったり、小さい幼稚園があったりという部分を踏まえてくると、何らかの視点で見直しを、ここ数年の中でしなくては行けないと、そういうような観点でお話をさせていただいたところがございます。

議長
産業課長

(山本俊康君) 産業課長。

(長野了君) 産業課長です。西田議員の再質問に対してお答え申し上げたいと思います。こちらの答弁の趣旨としては、やはり農地保全、また農業生産に関する自助・共助というものがあれば、そこに対して様々な公助を用意して、実際にそれを活用して、いろいろな事業を進ませていただいているというものでございます。

公助でございますので、必ずそこには国のお金、県のお金、町のお金が入っております。そういった意味で、いろいろな施策を用意して、そうならないように行政として支援をさせていただいているといった趣旨のことでございます。

また、一宮の基盤整備につきましては、ご案内のように一宮農業推進委員会の役員の方々と、担当の職員がそれこそ毎日のように電話、話合いをしながら、担い手への集積というものを積極的に関わらせていただいているということでございますので、今進めている事業の中で最大限のことは積極的に行政としても、関わらせていただいていると認識しております。

その中でも、条件不利地域の農地についても、例えば基盤整備された農地とセットにして担い手さんをお願いしたりとか、いろいろな工夫をさせていただきながら、集積を図ったり、農地が耕作放棄地にならないような施策を講じているということでございます。

しかしながら、西田議員がおっしゃるように、曲がり角に来ていると、限界に来ているといったご指摘が、そういった面も当然担当とすると感じているわけでございます。しかしながら、農地、農政、林政もそうでございますけども、農地というのはやはり一つは個人の所有地、個人の財産でございます。それを使って農業生産をしていく、食料を生産していくということであるからこそ、産業の中でもある意味手厚い支援を行っているという、他産業との、例えば個人の他の財産、工業、商業等と比べてそういったやはり食料を生産する基盤であるという意味で、やはり農地に対し、農政に対し、支援が行われているということでございますので、やはりそこで農業生産、食料生産をすると、国の戦略的な意思もございまして、そういった意味で他産業より厚い支援は実際にやっているということもございまして。

そういった面を配慮しながら、どこまで曲がり角に来ている農地、農政、林政もそうですけども、どうやっていくかというのはご指摘があったように大きな課題であるというふうには認識しておりますので、そういった中で町としてどういったことができるのかということに関しては、やはり他産業との公平性ということもございまして、そういったものも踏まえながら、どこまで踏み込んだものやっつけられるのかというのは、今後も大きな課題だと思っておりますので、ご指摘のご心配している件に関しては、当然担当課としても憂慮しているところでございますので、まずは今様々な施策は用意されていますので、それをまずは積極的に使っていただいて、その中で国・県・町の支援を使いながら、何とかまずは農地の保全なりというものを図っていくという段階だと認識しております。

その次に、個人の財産とも言える農地について、行政としてどこ

議 長
10番議員

までそういったものができるのかというのは、また一つの大きな課題であり、今後の検討課題とは思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。以上です。

(山本俊康 君) 10番、西田彰君。

(西田 彰 君) どのような先進地を視察訪問したのか分かりませんが、この先進地の視察訪問はどこへ行かれて、どのような森町との違いがあり、どのような地域性がありとかそういったところを十分行った方が熟知してきたのかどうか。その辺、どこへ行ったのか、またどのような先進地を見たことによって、こうだねといった意見を持ったのか伺います。

それから意見交換等で様々な要望が出されたと思えます。この要望に、やはりこういうふうに答えていくよという答弁がないと、なかなか今危惧している人たちを納得させることができないのではないかと思うわけですが、例えば足の確保、子どもたちの通学バス、通学の足、そして災害が起こったときにどのように避難をしてもらうか、どのように父兄との連絡をとるか、そういった様々な問題点が相当意見として出されてきていると思うんですけども、それに対して、十分には答えられないかもしれませんが、これくらいはできるよと、これくらいはやりますから是非了解をいただけませんか、というようにしていかないと、いろいろ資料を見させてもらっても、そこが出ていないように思うんですよね。その辺はどうでしょうか。

それから、農地は確かに森町、農業を基幹としてやっていく中で大事なところがございます。ただ、適地は十分耕作がされているという中で、私が一番質問して答えをもらいたいのは、谷に入ったところ、イノシシにやられちゃう、シカにやられちゃう、耕作放棄地にこれからなっていく、これ学校の統合問題と似たようなもので、農業も地域のちょっと厳しいところは荒れていくというのと一緒に、早く手を打っていくというのが、行政が直接手を出して草を刈れとかそういうことではないんですよね。

こういった、町はこういう支援をするから是非頑張ってください

と、いいところを作っている専業農家にも少しここをやってもらいたいというような、そういうアドバイス、また、補助の体制はこうだよというものも出してもらわないと、なかなか一宮でも話をしてるんですが、そういった意見にまとまっていかないように私も思っているんですよね。

ですから、そこをやはり私は答えをもらいたい。本当に農業はこれからも、俺たちは必要ないなというような農家が出てきてはいけないと思うんですが、最後の質問です。

議 長 (山本俊康 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) 先進地の内容については、教育委員会の方からお答えをさせていただきます。様々な要望が上がっているだろうが、それについて、これからどう対応していくのかというご質問でございますが、確かに先日も天方地区のある町内会で森町を語る会を開催したところ、多くのご意見ご要望をいただいておりますし、また、三倉地区、天方地区それぞれ、これまでも多くのご意見ご要望いただいております。

それは十分承知をしております。最初の答弁でも申し上げましたように、これから町長部局の関係課及び教育委員会事務局で具体的な検討に入ってまいりますし、また、更に地域に出向いて説明会を行ってまいりますので、その場においていただいたご意見ご要望について、もちろん全てに対応できるわけではないというように考えておりますが、少しでも問題が解決される、あるいはその問題の影響が小さくなるよう、その努力をさせていただきたいと思っております。

まずは、大きな方向性を示した上で、問題課題については、解決について、あるいはその影響の削減について、検討し対策をとっていきたいと、そのように考えております。

議 長 (山本俊康 君) 学校教育課長。

学校教育課 長 (西谷ひろみ 君) 学校教育課長です。先進地視察訪問ということでございますが、教育委員全員で東伊豆町を視察に行ってい

りました。東伊豆町につきましては、今年度4月に小学校2校が1校に統合されております。山あいの学校が2つ一緒になったわけですが、片方の学校は19人という児童数でありました。小学校がこれで3校が2校になったということで、統合についての諸課題や、それに至るまでの経緯等々について、いろいろな経緯を聞いてまいりました。

その中で、やはり統合に際しては、保護者の皆さんや地域の方からも心配する声があったということですが、4月以降まだ2箇月くらいしか経っていないと思うんですが、子どもたちはみんな元気で、本当に笑顔で頑張っていてやってくれているので安心していているというような言葉も聞けたので、安心して帰ってきたところでございます。

議 長
産業課長

(山本俊康君) 産業課長。

(長野了君) 産業課長です。西田議員の再々質問につきまして、お答え申し上げます。西田議員からあったように、谷に入ったところ、条件の悪いところというのは大きな課題だと思っています。

その中でも、例えばかなり奥に入って山林化していると、なかなか農地に復帰できないというところについては、農業委員会としても、現場を見て非農地であるよという通知を出させていただいたりしております。これについては、それこそ農地法以来、農地法については非常に古い法律でございますけれども、ある意味その大きな判断ではあるというふうに私は思っています。

やはり農地を守る農地法において、そういうことも進めていくというのは、やはり今の現状を踏まえた対応を農地法上でも農業委員会としてもやり始めたというふうに認識しておりますので、そういったところについては、やはり公益的なものをよりもつような、植林をしていくとか、そういった転換にきているのかなと思っています。

もう1点、それこそ西田議員からもありましたように、担い手の方に少しやってもらうとかということについても、今お話しを進

めていく中で、行政としても地図を用いながら、ここを何とかやっ
てもらいたいというような話し合いを個別には進めてはおります。

ご案内だと思えますけども、なかなか難しいことではございますけ
ども、それができることによって、やはり地域全体の集積率が上が
って、集積率が上がれば国県の支援がそれなりに増えますので、そ
れは結果的に地主の負担が減るということにもつながってまいりま
すので、そういったことについては、まずはそこを押し進めて頑張
って、担い手の方も限界がありますので、こちらとしても非常に進
めるのは心苦しいところもあるんですけども、そういった面でお
っしゃったように、セットにしてやっていただくという工夫は、実
際にその役員の方々とともに歩いてお願いしているところもござい
ますので、そこについてはやはりそのまま進めていきたいと思っ
ております。

同時に、例えば谷に入ったところに対して、個別にそこを同時で
支援していくというとなると、逆にその集積がなかなか止まってし
まうという面もありますので、そこはまずは今整備を進めている、
施策を進めている、取り組みを進めている事業に関しては、まずは
そこを進めた上で、どうしても残った部分についてどうしていくか
というのは、やはり一宮のみに限らず、森町全体のことでもあります
ので、そこについて今後、いろいろな施策は用意されておりますけ
どもそこで拾えない部分が、どういうのがあるのかというのを検討
した上で、今後の課題だと思っておりますので、西田議員について
も認定農家になっていただきましたので、一緒になってやっていけ
ればと思っておりますので、お知恵を借りながら進めていきたいと
思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 (山本俊康君) しばらく休憩をいたします。

(午後2時31分 ~ 午後2時45分 休憩)

議 長 (山本俊康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、岡戸章夫君。

1番議員 (岡戸章夫君) 1番、岡戸でございます。通告の通り2件

町長にお伺いいたします。

まず1つは、6月の議会の一般質問の答弁及び8月の森町総合教育会議において、将来的には小学校1校、中学校1校へ、また小中一貫校も視野に入れて検討するとの考えを示されましたが、森町の広さから考えるといささか無理があるのではと考えます。小中学校を各1校に統合検討するその根拠をお伺いいたします。

2つ目は、定住推進課ができ約半年になりますが、これまでの取組内容と、それらを通じて見えてきた課題及び今後の取り組みについてお伺いいたします。

議 長 (山本俊康君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) 岡戸議員のご質問にお答えいたします。はじめに「将来の学校のあり方、小中1校制について」申し上げます。

6月に開催しました第1回総合教育会議において、教育委員会から今後の学校のあり方について、私に提案がありました。この提案を受け、教育委員会が示した方向性に沿って、再編を行う際の課題等を検証するため、副町長を委員長とする「学校のあり方庁内検討会」を設置いたしました。

関係課による検討会を3回にわたり開催し、再編する場合の影響や対応について、具体的に課題を整理した結果「今後検討すべき課題はあるが、町として教育委員会が示した学校のあり方の統一見解を尊重する」との報告を受けましたので、第2回総合教育会議において、私から教育委員会へ具体的な再編計画を提案し、共通認識として確認したところです。

この具体的な再編計画は「中学校につきましては、近い将来1校に再編することを視野に入れ、まずは、喫緊の課題である泉陽中学校を森中学校に統合する。2020年4月の実施を目指す」というものでございます。

「視野に入れ」としましたのは、森町における生徒数の推移の問題だけでなく、国の教育施策が様々なかたちで急速に、また、多面的な角度で見直しがされておりますので、中学校を更に再編する際

には、もう一度立ち止まって、小中一貫校についても選択肢の一つとして検討するために、幅を持たせたものでございます。

また、小学校につきましては「三倉小学校及び天方小学校を森小学校に統合する。2021年4月の実施を目指す。ただし、今後の状況を見極めつつ、更なる再編を行う必要もあるが、その際には小学校及び中学校を併せた小中一貫校などの選択肢についても検討する」というものでございます。三倉小学校及び天方小学校を森小学校へ統合した後につきましても、児童数の推移や施設の老朽化対策、国の教育施策の動向等、今後も状況が変化していくことが予想されま

す。

中学校の再編でも申しあげましたように、小学校の更なる再編につきましても、いずれ小学校を1校にするということではなく、小中一貫校の場合は、中学校を2校とした上で、それぞれに小学校を1校あるいは2校合わせることで小中一貫校にするということも考えられるということでございます。

第2回総合教育会議での私の提案は、小中学校を各1校に統合検討するというものではございませんので、ご理解いただきたいと思

います。

いずれにしましても、十分な検討が必要な課題でございますので、今後も児童生徒の人間としての成長が実現されますように、引き続き検討を続けてまいりたいと考えております。

次に「定住推進課のこれまでの経過と今後の取り組みについて」申し上げます。

定住推進課は移住定住と交流及び「空き家・空き地バンク」を担当する移住交流係と、町営住宅、耐震補強、空き家対策などを担当する住まい支援係の2つの係の体制で、今年4月にスタートいたしました。

これまでの主な取組として、移住交流係では、移住を考えている方に、森町を知っていただき、森町での生活を具体的にイメージしていただけるよう、パンフレットを7月にリニューアルし5千部作

成したほか、東京、横浜、名古屋、大阪で開催された移住フェアに出展しました。また、現在1名体制の地域おこし協力隊について、森町のさらなる地域活性化を図るため、「中山間地の食と農業」と「森町の魅力発信」をテーマに、9月に新たに2名の地域おこし協力隊員を委嘱いたしました。

このほか町内の空き家・空き地物件の有効活用を図るため、昨年9月にスタートした「空き家・空き地バンク」を引き続き運営し、移住希望者などに情報提供をいたしております。バンク開設後の登録状況は、登録申込みが17件、登録が5件、成約が1件となっております。

移住相談の実績としましては、役場窓口及び地域おこし協力隊を通じた相談件数は、昨年度は年間を通じて19件でありましたが、今年度4月以降9月10日現在で35件と大幅に増加しております。また、移住件数は、地域おこし協力隊員2名を含め5件となっております。

一方、住まい支援係では、木造住宅の耐震補強工事を11件、ブロック塀の撤去を8件、改善を1件とTOUKAI-O事業を進めています。また、町営住宅への新たな入居者も例年より多く、これまでに7組が決まっております。また、昨年度策定した「森町空き家等対策計画」の概要版を作成し、空き家所有者に配布して適正管理を呼びかけるとともに、10月27日土曜日に県とタイアップして、森町で初めて「空き家の無料相談会」を開催する予定です。

これまでの取組で見えてきた課題は、移住相談は増えたものの移住希望者へ紹介できる住居、宅地が少ない点で、今後の取組としては、まずは「空き家・空き地バンク」の充実を図ってまいりたいと考えております。前述の空き家の無料相談会を機会と捉え、開催通知とともに、空き家の所有者約450人に「空き家・空き地バンク」への登録の案内をお送りさせていただいたほか、8月15日付け回覧などでもバンクの制度をお知らせしています。

最近、この「空き家・空き地バンク」への登録について、問合せが増えてきておりますが、引き続き広報もりまちや町ホームページ

などを通じて、制度の周知を図るとともに、登録物件を増やしてまいりたいと考えております。

また、実際の移住に当たっては、建物のリフォームや仲介手数料、引っ越し費用など一時的に多額の費用が必要であることから、移住しやすい環境作りのため、新たな補助制度の検討を行うほか、町のホームページ更新にあわせて、移住サイトの導入を図るなど移住希望者向けの情報提供を拡充するとともに、引き続き移住フェアへ積極的に出展してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議 長

(山本俊康君) 1番、岡戸章夫君。

1番議員

(岡戸章夫君) 学校の件、それから移住定住の件、2件回答をいただきました。それにつきまして、それぞれまた再質問をさせていただきます。

喫緊の課題の統合がなされてもいないのに、その先のことを、どうしてまた質問するのかということを感じるかもしれませんが、やはりこの将来像については森町全域に関わってくる問題であります。

今回、三倉小学校、天方小学校の統廃合については、主に北部の問題であって、実際のところ南部の方は余り関心がなかったのかもしれませんが、今ご答弁をいただいたように、今後の学校のあり方をみると、やはり森町全域で、小中一貫校を含めて考えていくことが、これから議会も含めて、森町全体で議論を深めていく必要があると考えております。

そうした中で、失礼ながら、行政というのは一度方向性を出すと、なかなか修正がされない傾向があるかなというのを実感しており、そこをちょっと憂いているわけで、まだ先のこととは思いますが、あえて今回こうして確認をさせていただいているわけです。

やはりご承知のとおり教育の問題、学校のこういった統廃合の問題というのは、町の根幹をなすものでありますし、一步間違うとそれこそ逆に人口流出や、人口減少につながりかねないという、そう

いう影響力も持っていると感じております。

もちろんそれが良い方向につながれば問題ないわけですし、それを良い方向に持っていくことが、行政の役割だと思いますので、最初に今回の質問の趣旨で申しましたように、この地域性というのが、非常にその中で重要なポイントかなと考えております。

ちょっと私の受け取り方も若干違っていたところがありましたので、必ずしも小学校1校中学1校ではないよという回答をいただいて、そこは私の方も認識を新たにしたいと思っています。

そうした中で、森町はやはり非常に南北に24キロ、東西13キロと非常に広さを持っておりますので、将来を考えるに当たっては、やはりこの地政学を抜きにしてはやはり考えられないと感じております。

現実的に山間部はもちろんですけども、今現在でも宮園小学校の児童さんは、北は宮代、南は牛飼から3・4キロぐらい朝歩いて登校されていることですし、それから飯田小学校も北は北戸綿、南は市場の辺りからやはり3・4キロを朝歩いて登校しているということで、今後の議論の中でこういった地政学的な観点から、やはり十分な考慮が必要になってくるのかなと思います。

もう一つは、やはり心理学ですね。こういった議論や討論の中で、ネガティブなイメージが先行すると、これもまた人口流出とかそういったものにつながりかねないので、やはりまちづくりの根幹として、未来に向けたビジョンや明るいイメージ、良いイメージをやはり発信していくことが大事かなと思っています。

そうした将来の学校のあり方に向けて、地政学、様々な心理学、そういった観点を忘れてはいけないと思うんですけども、町長の考えはいかがでしょうか。それが一つ。

それと、この将来像について庁内の検討会がされているということでしたけれども、今現在でその将来像というのは、答申を受けての町長のイメージの中での考えているものなのか、具体的にスキームに入っていて始まっているのかなと、それについても、お伺いし

たいと思います。その2点、学校の関係についてはお伺いします。

それと定住推進課の現況について、ご説明いただきました。まだ半年ということもあり、いろいろとご苦労されていることは承知しておりますが、少しずつでも実績が上がっているということ、今聞かせていただきました。

ただ、最近の事例を少し紹介していただきますと、必ずしも良いところばかりではなくて、ちょっとあったものですから紹介させていただきます。これは町外の方ですけれども、森町だけを探しておられていて定住推進課に相談に行ったところ、空き家を3軒しか紹介されなかったと。私のところへ「森町は空き家の情報を持っていないのかね」というようなかたちで話されました。

それについては、今の森町の状況を説明しつつ、たまたま私が把握していた空き地は今現在紹介中なんですけれども、そんなこともあって、平成28年にデータベース化した情報がうまく活用されていないのではと、若干感じております。空き家も少しずつではありますけれども、流動的なもので、この平成28年に作ったデータベースも、その都度更新していかないと、なかなか生きたものにはならないんじゃないかなと思います。

それともう1つは、逆に持ち主の事例です。やはり空き家を持っていても、家財の処分とか、清掃や仏壇の処理などに費用と手間がかかるので、なかなかご相談に行っても貸していただけそうもないということが一つあります。やはりここを解消しないと、やはり最初の一步が踏み出せないのが現状で、それを自己責任とか、なかなか行政が手を出せないということで突き放していると、やはりいつまでたっても空き家は流動化していかないと思いますので、先ほど町長の答弁にも補助制度の検討もという話が触れられていましたので、これも現実的なやはり大きなポイントの一つであると考えています。

そこで、これは課長でいいのかな、再質問をさせていただきますけれども、このデータベースの更新、それから継続的な情報収集はど

のようにやっておられているのかなということ、それから今現在に空き家情報として提供されている家がどれだけあるか把握されているのかということです。

ホームページを拝見させてもらおうと、今6軒アップされているわけですが、ホームページ上には載せられないけれども、まだ空き家として情報をいただいているところもあるよとか、そういった内容です。

それと、重複しますが、空き家を流動化させるために、やはり先ほどの補助制度、助成金制度、これを是非推進していただいて、来年度予算にも是非組み込んでいただきたいと思いますと考えていますが、いかがでしょうか。そこら辺それぞれご回答をお願いいたします。

議 長
町 長

(山本俊康君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄君) それでは再質問をいただきましたので、1問目の将来の学校のあり方について、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、昨年度森町学校のあり方検討会を組織しまして、教育委員会から諮問をいたしました。その諮問の内容は、将来を展望した森町の小中学校及び幼稚園のあり方についてでありまして、これは決して一部の地域を指しているのではなく、森町全域の学校のあり方についてを協議検討していただくように諮問をしており、そしてそのように答申をいただいたところでございます。

その中で、喫緊の課題として挙げられた泉陽中学校を森中学校に、天方小学校と三倉小学校を森小学校にということ具体的にお示しをさせていただきましたが、当然その将来にわたってという部分につきましては、先ほども申しあげましたように、中学校を1校に再編することも視野に入れて、さらなる再編を検討する。

また、小学校につきましても、小中一貫校等も検討しながら、さらなる再編を検討していくということでございますので、このことについては、もちろん今具体的な方向性が示されているわけでもなく、私が自分の考えとして具体的に持っているわけではありません。

が、ただこの2020年・2021年で終わる問題ではなく、更に引き続きさらなる再編についても検討していかなければいけないと、そのように考えております。

ただし、今の時点で、次はこうですよということは当然まだお答えできませんし、そのようなおおむね10年という、近い将来というのはおおむね10年を指していますけれども、その間に、当然、国の動向もありますし、教育のあり方も変わってくるでしょうし、町の状態も変わってくるでしょうから、柔軟にそこは進めていきたいと思っております。

議 長
定住推進
課 長

(山本俊康君) 定住推進課長。

(村松達雄君) 定住推進課長です。今のまずデータベース化でございますけれども、空き家の対策計画ということで、空き家候補と言われるものが505件あったということの中で、まずこの利活用を考えた場合ということで24件になるかと思いますが、すぐ使えそうなところについては、打診をしまして空き家の登録等をして、先ほど申し上げたところで、昨年度になりましたは申込みが7件、登録1件ということで、成約1件となりました。今年になりました、申込みはその後10件、登録4件ということで、先ほど申しました通り、申込みが17件、登録が4件ということになっております。

データベースのその後の活用ということですが、利活用という面を考えた場合、空き家バンクというようなところでこちらの登録のところを進めておりまして、それについては空き家の方の登録が少ないものですから、先ほど申しました通り、今回空き家の無料相談会というのがございますので、約450件の空き家の所有者のところに通知を出しまして、もう一度利活用ということでお願いをしましてやっています。

今若干問い合わせが、10件ほどあると思うんですけども、調査中で、意向状況もございますので、確かな数字は言えないですけども、そういったところで問い合わせ等も増えてきております。

この辺のところをやはり今データベース化という中で、その505件のものというよりも、この空き家バンク、空き地バンクの登録件数を増やしていきたいというのは定住推進課としての考え方でございますので、またいい物件等ありましたらご紹介いただきたいと思います。併せてうちの方としては、そういうふうな相談会を通じてとか、個々の空き家の所有者等に打診しまして、この登録件数をまず増やしていきたいと思っております。

それから今の空き家バンクの登録件数ということですが、先ほど申しましたとおり、全部で5件ですが1件成約ということになっております。

流動化のための補助制度の予算化の可能性はということでございますけども、移住対策の補助金については、いろいろな側面があります。移住者自体への補助金、それから今問題になっています空き家のリフォームとか、そういったものにもいろいろ多方面にあるかと思えます。調べていく中では、やはり今空き家バンクに登録しますと、仲介手数料等もかかってきておりますので、そういった指標になるものが幾つかあるなど。

家の洗浄と言うか、清掃ですね、そういった費用も空き家の場合はかかりますし、多方面にかかるということになります。そういったところで支障になっているものについて、いろいろな角度から進めておりまして、検討を進めております。

やはり森町に合った、費用もかかる話ですので、森町にあったものということで検討して、できれば庁内検討会を設けまして、来年度には要望していきたいと思っておりますけども、どのことができるかというのは、今後検討させていただきたいと思っておりますが、町長も申しあげました通り、補助制度とあるいは移住サイトの創設というようなところを、今のところ検討をしております。以上です。

議長
1番議員

(山本俊康 君) 1番、岡戸章夫君。

(岡戸章夫 君) 再質問にもご回答をいただきました。まず学校のことについてですけども、今回、三倉小学校、天方小学校が

統合されるということで、いろいろ地域でも話し合いを進めてきたんですけれども、やはりどんな施策でも100パーセントみんなの理解を得られるというのは、当然のことですけれどもやはり難しいものがあります。

しかし、いかにそれを目指すか、そのプロセスこそが一番大事だと思っております。今回の泉陽中学校、三倉小学校、天方小学校の統廃合に当たっても、必ずしも丁寧な進め方であったと地域の方は思っていないのは事実です。もちろん当局としては、手順を踏まえてしっかり対応してきたとおっしゃるかもしれませんが、そういう声をそれぞれの地域から、まだ実際に受けているのも一つ事実ということでお分かりいただきたいなと思います。

では、誰とどれだけ議論をすればいいのかっていう、またそこで難しい話が出てくると思うんですけれども、その仲介役を務めるのも議員の仕事だろうと、僕自身もそれは大いに反省しているところであります。そんなことから、今後また森町の学校のあり方をどうすべきかというのが、先ほどおおむね10年ぐらいというようなことも出ましたけれども、くどいようなんですけれども、やはりよりオープンで、多様な観点からやはり議論を進めていただきたいなと思っております。

こういう議論は本当にやはり時間がかかるもので、だけれどもそういう時間こそが本当に行政と住民の間で大切なことであって、避けずにやはり是非投げかけていただき、共に議論をしていただければと考えております。

最後に関連質問になりますけれども、先ほど西田議員の質問の中でも触れられたことと重複するかもしれませんが、この泉陽中学校、三倉小学校、天方小学校の統廃合に当たり、これから保護者さんとか地域との説明会が開かれるかなと思うのですけれども、そのスケジュールとか工程表とかが、もしできているのであれば、その概略を教えてくださいなと思います。

先ほども出ましたように、三倉地区では町長もお越しいただいて

意見交換会をやらせていただきましたけれども、その中でもやはり防災のこととか、障がい者の方とか、なかなかこう見えてこなかったところが、実際地域の方、保護者の方からいろいろな意見が出ていますので、そういったところをより詰めていくことが、今後本当に重要な課題かと思っておりますので、そこら辺のスケジュール等が分かりましたら教えてください。

それと定住推進課についてです。いろいろやられているということで、今後の活動に是非期待したいと思うんですけども、その中でもう一つやはり地域のことは、やはり地域の人が一番分かっているわけで、地域の人との連携をよりとっていく必要があると考えております。いろいろなサイトを作ったり、相談会ももちろん大切なことですが、常日頃のそういった地域との連携がやはり何よりなのではないかなと考えております。

そのためにはもっと現場に出ていただいて、現場を確かめることも必要なんではないかなと思うんですけども、効率よく仕事を進めるためには、例えば地域にある既存の組織、いろいろな組織があると思うんですけども、そういった組織であったり、ときには地域の事情をよく知っている方などとパイプを作っておく必要があるのではないのでしょうか。

こういった仕組みを作って、お互いが協力しあって定住推進を図るということをしていかないと、この先定住推進はなかなか難しいのかなと考えます。そうした中で、そうしたやり取りの中で、空き家情報だけでなく、空き地の情報とか、宅地造成など様々なアイデアが、地域の人とのやり取りの中で出てきて、本当の意味でのまちづくりのヒントが見えてくるのではないだろうかと思っております。この辺、課長いかがでしょうか。

それともう一つ、以前も昨年9月議会のときに、伊藤議員より一般質問が出されていますが、お試し移住も、これも本格的に取り組んではいかがかなと考えます。一案としては、旧雇用促進住宅、現在はビレッジハウス森になっておりますが、こういったところを

お借りし、一定期間森町に住んでいただき、移住の検討推進ができないでしょうか。

ビレッジハウス森さんは平成29年4月より営業をされておりますけども、第二常任委員会でも調査したところ、2棟で現在60戸の部屋数があり、まだ空室もあるということですから、お試し移住先として活用させていただくのも、一つの方策ではないかなと考えます。手元に詳しい資料もありますので、是非検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

仕組みづくりと、そういったお試し移住について、課長の考えをお伺いいたします。

議 長
学校教育
課 長

(山本俊康 君) 学校教育課長。

(西谷ひろみ 君) 学校教育課長です。今後の日程ということではありますが、本日議会が終了しましたところで、地元の議員さんや、町内会長連絡会の会長さんにもご協力をいただきまして、会場や日程を調整しまして、10月から三倉地区、天方地区それぞれにおいて説明会の方を開催させていただきたいと思っております。

平行して皆さんからいただいたご意見や要望等、課題を最小限に抑えられるように、庁内検討会でもそういったものを検討していきたいと思っております。学校を主体として、また準備会というものを設置していきたいと思っておりますが、準備会についても、地域の皆さんや保護者の方、代表の方にも入っていただいて、より具体的に検討をしてしていきたいと思っております。以上です。

議 長
定住推進
課 長

(山本俊康 君) 定住推進課長。

(村松達雄 君) 定住推進課長です。移住相談等いろいろ定住施策を進める上で、もっと地域に出て行ったらどうだという貴重なご意見ありがとうございます。私もやはり地域に入ってやっていくことは必要かと思っております。

空き家の登録件数が伸びていないという中には、やはり聞きますと地域に他の人がよそから入ってくるということが不安であると感じているとか、あるいは地域によっては、それぞれ水回りであると

か、いろいろ水道等特殊な事情があったり、いろいろそういうことがあるというお話も聞いておりますので、その地域地域の実情等を確かめたりする意味では大いに参考になろうかと思えます。

本当に移住者が地域にこれから住んでいくということについては、まず地域に受け入れていただくということが大切になると思えますので、円滑に移住が進んで円滑な生活が送っていただけるようなことには、やはり情報収集も必要かと思えますので、ある程度ツーリズム研究会等々にも参加させていただいておりますが、この他そういったところの会合等があればまた出向いて、そういった情報収集、あるいはお話を伺いながら進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

それからお試し移住ということでございますけども、実は先ほど申し上げた中で移住者5人いる中で、2組が今回町営住宅に入っております。お試しということではないんですが、相談をする中で町営住宅に、たまたまいろいろな関係者の協力をいただきながら決まったということでございますので、そういったお試しではないですけども公営住宅を使ったということで、そういったケースもあります。

あと、近隣等の状況を見てきますと、県営住宅とかそういったところを使ったお試し住宅もありますので、一つの案としては町営住宅とか、あるいは今ご提案がありました借り上げてというようなこともあろうかと思えますが、今のところその適当な場所がどうかというと、ないのが現状です。

佐久間町をご存じだと思いますけども、あちらは教員住宅、古くなった教員住宅が使われているということでございますので、その辺どういったところがいいのか、もう少し情報収集をしながら、勉強をしていきたいと思えますけども、今の町営住宅の例ではないですけども、有効にやはり使って、ある財産を使って、移住が円滑に進めればなと思っておりますので、いろいろ検討していきたいと思っております。以上です。

議 長
5 番議員

(山本俊康 君) 5 番、伊藤和子君。

(伊藤和子 君) 5 番、伊藤和子でございます。私は先に通告いたしました「町内の幼稚園・小中学校へのエアコンの導入について」教育委員長にお伺いいたします。午前中質問された中根幸男議員と重なるところがあるかと思いますが、私なりの考え、視点で質問をさせていただきます。

近年、地球温暖化が叫ばれる中、夏季の気温は40年前と比べて1度から2度上昇し、真夏日と猛暑日が著しく増加しております。また、町内でも今年の夏は高温注意報が幾度も発令され、同報無線等で室内でも冷房を適切に利用して、熱中症に対して十分な対策をとるよう注意喚起をしてまいりました。

今年の夏には、愛知県豊田市で、小学校1年生の児童が熱中症でお亡くなりになり、熱中症対策は喫緊の課題であると考えます。

静岡県内では、財政負担の大きさから、エアコンの設置をためらっていた自治体も、エアコンの設置に踏み切るところが多くなりました。例に挙げますと、掛川市では来年の6月までに市内の幼稚園、小中学校の405室にエアコン設置の方針を固めております。

エアコン設置に関する質問は、過去に西田議員からの一般質問でもされております。そのときは、前向きなご答弁ではありませんでした。その後、保護者の方々から、様々なご意見がございました。

劣悪な学習環境の中で、子どもたちや教師が熱中症の危険など、人命に関わることを、なぜ優先的に対応してこなかったのでしょうか。単純に予算が足りないとかというよりも、当事者意識の有無、優先順位の置き方にも問題があるのではないかと思います。

また、県内の自治体によって、エアコンが設置してある学校と、設置してない学校との間に教育環境の格差が生まれ、子どもたちの命と健康が脅かされる状況を放置することは許されることではないと考えます。

子どもたちが快適で意欲的に学習に取り組める学習環境の整備は、保護者のみならず、祖父母や多くの町民の願いでもあります。

現在、政府では、来年の夏までに全ての公立小中学校にエアコンを設置するため、予算措置を図る方針を固めております。この秋に開催される臨時国会へ、平成30年度補正予算案として提出する見通しであります。

このタイミングで、エアコンの導入に踏み切るべきではないかと考えますが、先ほど、中根幸男議員の質問に対して町長より前向きな答弁をいただいたところでございます。教育長としてのお考えを私はお伺いしたいと思っております。以上のことから、3点質問をさせていただきます。

1点目に森町内の幼稚園、小中学校のエアコンの設置状況について。2点目にエアコンの導入による設置費用の概算について。3点目にエアコンの導入によるランニングコストについて、それぞれお伺いさせていただきます。

議 長 (山本俊康 君) 教育長。

教 育 長 (比奈地敏彦 君) 伊藤議員の「町内幼稚園・小中学校へのエアコンの導入について」のご質問にお答えいたします。

今年の夏は、大変厳しい暑さに見舞われ、学校現場におきましても、児童生徒の健康状態を常に把握し、エアコンが設置された部屋を有効に活用し、適切な対応を取るようお願いをしております。

議員から、予算の優先順位の置き方に問題があるとの厳しいご指摘をいただきましたけども、決して軽んじていたということではありません。静岡県では、南海トラフ巨大地震に備えて、校舎の耐震化を優先させてまいりました。本町でも、議員ご承知のとおり、校舎や体育館、ランチルームの耐震補強、大規模改修工事を優先して行い、多額な費用を投じてまいりました。

また、その一方で、熱中症対策として、ミストシャワーや扇風機の設置を行い、昨年度からはランチルーム等に順次エアコンの設置を進めていたところでございます。

1点目の「町内の幼稚園、小中学校のエアコン設置状況について」のご質問でございますが、町内の5つの幼稚園の保育室は、遊戯室

を含め22教室あり、そのうち預かり保育で使用する5教室にエアコンが設置されております。設置率としますと22.7パーセントとなります。

小中学校につきましては、普通教室が66教室、特別教室が119室あり、そのうちエアコンが設置されている教室数は15教室で、普通教室、特別教室を合わせた設置率は8.1パーセントです。9月1日に公表された県下の公立小中学校の空調(冷房)設備設置状況では、県平均の設置率が14.6パーセントでございますので、県平均よりやや低い設置率となっております。

小中学校のエアコンにつきましては、各学校とも保健室、パソコン室、校長室、職員室など、既に整備されておりますが、その後、昨年度から順次、児童生徒が全員集まるランチルームへの設置を進めております。今後も順次ランチルームへの設置とランチルームのない小学校には、児童を多数収容できるホールや図書室に順次設置するよう予定しております。

今年の異常な暑さと国の補助金等の動向により、この計画も前倒しして実施することも考えられます。先ほど町長から、来年の夏までに、まずは普通教室に設置するという答弁がございましたので、委員会としましても導入に向けて早急に準備を進めてまいりたいと思っております。

2点目の「エアコンの導入による設置費用の概算について」のご質問でございますが、現在、業者に各学校へのエアコン導入について、事業費の試算を依頼しているところでありますが、新聞報道等による他市町の状況では、1教室当たり300万円を想定していることから推測しますと、エアコンが未設置の普通教室・特別教室、170教室全てに設置する場合、約5億1千万円余の経費が掛かることが予想されます。これは教室へ設置するエアコン機器類と、それをまかなう各学校施設への電源を引き込むための施設整備費を含めた費用となります。

3点目の「エアコンの導入によるランニングコストについて」の

ご質問でございますが、全ての園・学校の全ての教室にエアコンが導入されたと仮定しますと、年間約150万円余の電気使用料の増加が見込まれます。また、空調メーカーによりますと、一般的には、5年経過ごとに1基当たり十数万円の消耗品の交換費用が掛かるとのことですので、すべての教室に設置した場合、1年に換算しますと340万円の修繕費用が掛かってまいりますので、電気代と合わせると毎年500万円程度の費用が掛かることとなります。

エアコン導入後は、今まで以上に維持管理費用が掛かりますので、教育委員会としましても、維持管理費の低減を図るため、エアコンを使用する際の温度や湿度等のルール作りを行い、状況に応じた適正なエアコン使用に努めるよう学校にはお願いしつつ、更なる、児童生徒の健康で安全な学習環境の確保を図ってまいりたいと思っております。

以上申し上げまして、答弁といたします。

議 長
5 番議員

(山本俊康 君) 5番、伊藤和子君。

(伊藤和子 君) エアコンの設置状況、それから設置費用の概算、そしてランニングコストについてもお伺いさせていただきましたけれども、多額の予算がかかるということがよく分かりました。

私は再度教育長の方から、幼稚園そして小中学校の全ての普通教室で来年の6月までにエアコンを設置されるというご答弁をいただきまして、安心しているところでございます。

このエアコンが適切に新設され、子ども達や教師の皆様方が、快適な温度の中で授業が受けられる環境が整備されますことは、本来ならばもう少し早くても良かったのではないかなと思うところもございしますが、やはり予算的なものが一番大きかったのではないかと思われます。

近隣市であります掛川市、磐田市、袋井市でも来年度にはエアコンの導入をされるということで、やはりまだ決定ではありませんが、国からの補助金、愛知県豊田市での熱中症による児童の死亡が引き金になったようでございます。事件事故にならなければ、エアコン

の導入はもう少し後回しになっていたのではないかと私は思います。私は本来ならば、エアコンは一斉に導入することが望ましいと思っております。公平性の観点から町内でエアコンが導入されている学校と、されていない学校があってはならないと考えます。

ですので、今回全ての幼稚園、小中学校の普通教室、ここにエアコンが設置されるということで本当に私も嬉しい限りでございます。

質問に移らせていただきます。エアコンが導入された場合、各学校の夏休みや冬休みにどのような影響が出るのでしょうか。短縮するというような構想があるのでしょうか。その辺りをお伺いさせていただきます。

議 長
教 育 長

(山本俊康 君) 教育長。

(比奈地敏彦 君) 夏休み冬休みに影響云々というような質問でございますけども、基本的には教育課程のことに触れていると思うんですけども、授業時数等につきましては、何回か答弁をさせていただいておりますけども、磐田、袋井、森町にて構成しております学校経営委員会というのがございます。

そちらの方で次年度のそれぞれの学校の授業時数の基本となる数値についての話し合い、調整会がございます。そこで夏休みや冬休みの日数等もほぼ決まって、それを基にしてそれぞれの地域の学校の実態、山の学校、海辺の学校、ちょっと建物が云々とかいろいろございますけども、それぞれそれを基に各学校が実情に合わせて微調整をしていくというのが、この磐周地区の教育の大きな特徴でございます。

ですので、基本的なスタンスとすると、磐田、袋井、森の磐周という組織の中で足並みを揃えていくこととなりますので、現段階では森町が夏休みを伸ばすとか減らすとか冬休み云々ということについては考えておりませんし、磐周全体の中でも今のところ話題にはなっておりません。

しかし、11月にこれから次年度の教育課程の編成の会議がそれぞ

れ始まっていきますので、それぞれ本年度の暑さ等についての話題も当然出てきますので、その中の話題の取り上げ方によっては、少し今までと違った夏休みや冬休みというものがあるかもしれませんけども、その点については注視をしていきたいと、そのように思っております。

議 長
5 番議員

(山本俊康 君) 5 番、伊藤和子君。

(伊藤和子 君) ご答弁ありがとうございます。私から最後の質問をさせていただきます。今年7月に泉陽中学校に子どもさんが通学していらっしゃる天方地区にお住まいのご父兄の方から、ランチルームの室温が33度以上ある日が続いて「伊藤さん、昼食を食べているとき、うちの子どもね、気分が悪くなっちゃって何とかならないかね」なんていうご要望がございました。

私は、すぐに西谷課長にご相談いたしましたら、応急的ではございますが、早急にレンタルで2台の大型冷風機を設置してくださいました。課長には早い対応に本当に感謝しております。その後、現場の状況を私は確認しに行きましたところ、泉陽中の教頭先生がランチルームに設置してある冷風機を見せてくださいました。そのときに感じたことを率直に申し上げます。

こんなに暑いランチルームの中で、汗びっしょりになって食べるお昼はおいしくないだろうな。エアコンが設置されているランチルームで昼食を食べている子どもたちは幸せだろうな。同じ森町の公立の学校でこんなに格差があって良いのだろうか。不公平って思っているだろうなと、私は汗をかきながら見学させていただきました。

正直に言いますと、冷風機は近くにあれば涼しく感じますが、少し離れた位置ですと、全く涼しさは感じません。あのとき、もし反対側にもう2台あれば、随分違うのではないかなと思いました。やはり、実際に設置された現場の状況を確認し、生徒の気持ちになって、2台で良いのか、もう少し台数を増やさないと全員の生徒まで冷たい風が届かないのではないかなと、現場の確認の必要性を強く感じました。実際に体験すると、こんなに暑い中では、勉強に集中

するのも大変だなと思った次第でございます。

ですので、体力のない幼稚園児や、小学校低学年の子ども達には授業に集中できる快適な学習環境整備は早急に取り組むべきであると感じました。今回は普通教室全てということでございますが、今後は廃校を予定されている学校を含め、どのようなエアコン設置計画をされているのか、普通教育以外にもエアコン設置を考えていらっしゃるのか、お伺いさせていただきます。

議 長 (山本俊康 君) 学校教育課長。

学校教育課 長 (西谷ひろみ 君) 学校教育課長です。ただいまの伊藤議員のご質問であります。冷風機の効果というものは、確かにエアコンと比べて一部にしか涼しさが届かないというところは承知をしているところです。

ただ、宮園小学校にもエアコンを入れる前の年には冷風機で対応をして、その際には二百数十人の中の広いところでの対応でしたので、更に効果は薄かったんですけども、泉陽中学校は少ない人数の中でしたので、また、今年の夏は暑かったものですから、冷風機そのものも、数が確保できないという中での苦肉の策ではありました。

そういう中で町としましても、順番に計画的に、一度にはやはり経費もかかるということで、今まで計画的に設置をしてきてはおります。という中で、同時にエアコンを、ランチルームがある学校全てにというところではないんですけども、今後は普通教室、来年6月までに設置を予定していますので、更にその後、年度はかわるとは思いますけれども、特別教室についても、設置を考えているところです。

ただ、特別教室全てといたしますと、先ほど申し上げた金額になりますので、特別教室の中でも毎日使うのはなくて、一部の学年が週に一度しか使わないという教室がありますので、その辺も含めた中で、学校に使用頻度とか、特にこの部屋は暑いからというような、そういった声も確認しながら、設置について考えていきたいと思っております。

今後統合が予定されている学校につきましても、普通教室全て付けてまいりますけども、後々には取り外しの利くものにして、更に次の学校の特別教室に設置したりとか、また施設そのものが、町の施設として利用されていくということになれば、エアコンを付けたまま、そのまま活用するという事も考えられますので、その辺も含めた中で特別教室については、いろいろ考えて検討してまいりたいと思っていますところ。以上です。

議長
4番議員

(山本俊康君) 4番、岡野豊君。

(岡野豊君) 4番、岡野豊でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり、向天方地内、町道沢下中川原線道路整備につきまして、町長にお伺いをいたします。

本日一般質問を行うに当たりまして、プロジェクタを使用いたしますことに対し、議長並びに議会運営委員長のお許しをいただきましたことにお礼を申し上げます。今回議場においてプロジェクタを使用しますことは、議員によるICT活用推進委員会のICT活用検討の一環であることも申し添えさせていただきます。それでは進めさせていただきますので、私の正面のスクリーンをご覧くださいと思います。ちょっと見にくい方もございますでしょうけども、よろしく願いいたします。

本日私が一般質問をさせていただきます沢下中川原線という道路は、今これ向天方の南部地域のみを写真で、航空写真で映させていただきます。西がここが天森橋、森地区から向天方に入る一本の道路、これが天森橋で町道森原田線でございます。ここにときわ保育園がございまして、今ここにサラダクラブという会社がございまして、町道の沢下中川原線という道路につきましては、サラダクラブの横を抜けまして、森原田線が起点となります。ここです、森原田線は写真の一番上なんですけども、森地区から掛川市の原田地区に東西を貫いている道路です。沢下中川原線につきましては、こちらのサラダクラブの横を通りまして、睦実地区、この写真のちょうど接続のところなんですけども、睦実地区という地区を接続する、向

天方に南から入ってくる際には、必ずこの道路を通行しないと向天方に入っていないという道路になります。

本日私が一般質問でご質問させていただく箇所ですけれども、こちらが沢下中川原線の終点箇所になります。こちらが北ですので、北から終点。こちらが第2幸治橋という橋がございます。睦実から入ってきまして、この道を通ってといくということで、こちらのこの道路は、赤い矢印のところ幅員が3.5メートルほどの狭い部分になっております。このほぼ120メートルの区間の第2幸治橋、それからこの^{きょうあい}狭隘の区間を一般質問で取り上げさせていただきます。

向天方地域の道路は、大変今ご覧をいただきましたように、道が蛇行していると、また狭いということもございまして、町当局ではこの状況を改善すべく、平成18年度から南北の幹線道路整備を順次実施していただいております。

現在のこのスクリーンに映っている道路ですけれども、この左側にサラダクラブの工場があるわけです。こちら南を向いております。サラダクラブの西側、南を映しております。起点がこちらの方から終点に向かっている道路であります。こちらが延長280メートル、幅員が5.5メートルで整備をしていただきました。こちらは南側からサラダクラブの方に向かって北側を写しているということで、幅員が5.5メートル、延長が280メートルということで整備をいただいております。

それから、平成18年度から20年度にかけて向天方10号線、こちらが向天方10号線という道路になります。こちら側がサラダクラブさん、こちら側がトミーパッケージさんで今東南の方向を見ているわけですが、幅員が5.5メートルで延長50メートルということで整備をいただいております。

また、平成26年・27年には、向天方中央道を幅員5.5メートル、延長275メートルということで整備をいただいております。今写真を撮っている背中の方が、この向天方中央道の起点となります。こちらが向天方上町内会の公民館、この右が天方神社という方向で、

この奥の山の手前、ここら辺が桜並木のところになります。

これが整備をしていただきました275メートル区間の現在工事がここまで整備されていると。この先が桜並木というところになります。今回質問をさせていただきます町道沢下中川原線は向天方の最も南の道路で、睦実地区に接続しており、南部方面に向かうための唯一の道路であると言っても過言ではない、住民の日常生活や13の企業の経済活動並びに保育園の送迎等、向天方への出入りにはほとんどの方が使用する重要な道路であります。

これ先ほども言いましたけども、左側がサラダクラブです。向天方には13の企業と保育園があるわけですけども、このサラダクラブさんのところから、今大型の自動車が出入りをしている。主にこの道路を使って北方向に行くという本当に主要な道路であります。これが、今の280メートルの、この道路のこの先です。この先を撮ったものでありますけども、280メートルの区間を南進をしていくと、こういったかたちで、この距離が大体、第2幸治橋という橋です、120メートルくらいの区間で、ここが幅員3.5メートルくらいということで大変狭いというところであります。

こちらが最終の終点ですね、道路の終点になります。ここが第2幸治橋、この橋を隔てて、こちらの、今写真の左ですけども睦実地区という地区になります。こちらが沢下川原線の終点の地で、これがその終点の大型の自動車の通っている状態ですけども、ほぼ橋がこれで塞がっているような状態です。後ろに軽トラックがあるわけですけども、ここを回っていくためには少しセンターに寄らないといけないということもありまして、この反対車線の方の幅員が安全通行には確保されないと、今現在そういう状況のところになります。

これが睦実地区から向天方に入ってくる第2幸治橋という橋になります。こちらが終点から起点の方を向いております。サラダクラブがこちらの方になるわけですけども、ここの幅員が3.5メートルと、これが大型のトラックと言いましても大体4.5トンくらいですか、このトラックが入ってくると大体幅員が一杯になってしまうと

ということで、こちらに書かせていただいていますけども、この箇所
で280メートルの拡幅をしていただいている根元のところで、自動
車がここでやりくりをして通っていると。こちらに書かせていただき
ましたけども、早期改良要望箇所ということで書かせていただいで
おります。

地域の向天方の皆様方につきましては、こういった日々の生活に
密着している沢下中川原線、この道路の整備につきまして、平成28
年5月に向天方上、向天方下町内会長外13名から向天方基幹道路の
安全を確保するための道路整備に関する請願が提出され、翌6月議
会定例会におきまして、採択をされております。

地域の皆さんは向天方の最南端の入り口、未整備短区間の交通の
不安が解消され、車両や歩行者が安全に通行できるよう整備される
ことを願っております。町道沢下中川原線の整備につきまして、町
長のお考えをお伺いいたします。

議 長
町 長

(山本俊康 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 岡野議員の「向天方地内町道沢下中川原線
の道路整備について」のご質問にお答えいたします。

ご質問の中にもありましたが、これまでの向天方地区の基幹道路
の整備状況でございますが、先ほどプロジェクトを使って詳細に説
明がございましたので、若干省略させていただきますが、平成18年
度から27年度にかけて町道向天方10号線、町道沢下中川原線、そし
て町道向天方中央線の合計約614メートルの延長に渡って整備を実
施してきております。

これらの事業を円滑に進めることができましたのは、地域の皆様
の熱意、そして、町内会役員の皆様による地権者からの同意を得る
などのご努力によるものと心より感謝をしております。

議員ご案内のとおり、町道沢下中川原線の整備につきましては、
平成28年6月議会において「向天方基幹道路の安全を確保するた
めの道路整備に関する請願」が採択され、町は、請願事項の第2幸治
橋の拡幅整備、第2幸治橋から町道向天方1号線との交差点までの

拡幅整備の2点について検討を進めてまいりました。

請願事項の検討経緯といたしましては、平成28年度は公図調査により、関係地権者の調査や登記簿による土地の権利関係調査、現地踏査による既存構造物や宅地の高さ、用水路の状況等の現状把握を実施いたしました。

また、昨年度は、概略設計を実施し、路線計画の検討などを行い、これにより、用地確保の必要性の有無、支障物件の有無、河川・用水路・上水道への影響、工事中の迂回路など、事業を実施する上での様々な課題を整理するとともに、概算事業費を算出し、今後の具体的な方針、計画を立案いたしました。

概略設計では、新たに道路を開設する「道路新設案」と現在ある道路の屈曲部や狭窄部の改良をする「現道拡幅改良案」の2案について、比較検討をいたしました。「道路新設案」は新たな橋梁の設置などによる事業費の増大、用地確保、現道との接続などの点において現実的ではなく、早期の事業化の可能性は低いという結果でした。一方、「現道拡幅改良案」は、用地の確保や農業用施設への影響など課題はあるものの、第2幸治橋の拡幅整備の必要もないため、早期の事業化の可能性は高いという検討結果となりました。

沢下中川原線の整備につきましては、先ごろ向天方下町内会で開催されました「森町を語る会」でも説明させていただきましたが「現道拡幅改良案」で検討を進めることについて、概ねご理解をいただけたものと考えております。

今後は事業化に向け、具体的に地元の皆様との調整を重ね、合意形成を図ってまいりたいと考えておりますが、事業化には、用地の確保、通行規制、農業用施設への対応など課題も多く、更に多額の事業費もかかりますので、町全体の予算、財政状況を考慮しつつ、総合的に判断し進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、整備には地権者の皆様、地元の皆様のご理解とご協力、工事に当たりましては地元企業のご協力、そして何より議員の皆様のご支援が欠かせませんので、今後も沢下中川原

議 長
4 番議員

線の整備について、より一層のご理解をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

(山本俊康君) 4番、岡野豊君。

(岡野 豊 君) ご答弁ありがとうございます。昨年9月の議会におきましても、この請願提出後の検討をどのようにしていただいていますかということで、ご質問をさせていただきました。そのときのご答弁と同じように、28年度は公図、関係地権者それから権利関係現地踏査、こういったことを行いますということで、29年度につきましても概略設計、概算事業費の算出ということで、それぞれ課題をクリアしながら進んでいただいているということで、大変感謝申し上げます。

ただいま町長からのご答弁の中にございました、やはり地元の協力ということなしでは、こういった道路の整備はなかなか進められないということであろうかと思えます。先ほどのお話がありましたように、今まで18年から27年、この整備の中でも大変延長の長い614メートルという整備をしていただいた中で、地元の地権者のご理解等もいただいた中で進んできているということで、私も認識をしているところでございます。

今回この道路、先ほども申し上げましたとおり、今ここにプロジェクトにも出ております、自動車が1台しか通れないということで、南北に車が待避、それが日常ということでございます。地元の希望は早期にとということもございます。

これから、町当局と地元とだんだん話合いということで、町の計画がおおよそ示されたという段階であるかと思えますけれども、当該道路の整備をより効率的、経済的、短期間に進めるには、やはり町長がおっしゃるように、向天方上、向天方下町内会並びに地域住民のご理解、それから企業さんのご理解ご協力が不可欠であるというふうに考えます。

町内会、地域住民との具体的な話合い、そういった機会、今後地域はどのように関わっていけばよろしいのか。当然町長からもお話

がございましたように、地元議員の協力なくしては、ということも
ございますので、私も力は及びませんが、この道路が早期に整
備されることを、努力をしたいというふうに考えております。

町は今後どのような手順で、この道路整備に当たって進めていく
のか、スケジュールを具体的にお示しいただければというふうに思
います。現時点の町長のお考えをお伺いいたします。

議 長 (山本俊康 君) 建設課長。

建設課長 (中村安宏 君) 建設課長です。ただいまの岡野議員の再質
問、どのような手順で、今後進めていくかというご質問でございま
すけれども、議員もおっしゃいましたけれども、地元の皆様、そして
地権者の皆様のご協力がまずは一番重要ということでございますの
で、担当の建設課といたしましては、今後まずは地元の町内会の役
員さん、それから地元の議員さんを交えまして、一度打ち合わせ等
をさせてもらった中で、具体的にどのように進めるかということは、
お互いに話し合いながら進めてまいりたいと思っております。

その後、この合意形成が順調に済んだということで仮定しますと、
その後につきましては、これから測量設計に入るわけですが、
これに一年くらいかかるだろうということで見込んでおります。

そしてさらに、その次の年になると思っておりますけれども、工事着手と
いう運びになります。この工事につきましては、やはり多額の事業
費がかかりますので、3年から4年ということで見込んでおります。
まずは、地元の役員さん、それから議員さんを交えて、一度近々打
ち合わせの方をさせていただきたいなということで考えておりま
す。

議 長 (山本俊康 君) 4番、岡野豊君。

4番議員 (岡野 豊 君) ありがとうございます。当然ただいま私も
申し上げましたように、地元の皆様とともに早期実現を目指してい
きたいというふうに思っております。今課長からお話がありました
打ち合わせ、いつ頃これを計画をされているのか。それから測量を
1年、工事には3年ほどかかるというお話でございます。

この測量につきましては、今当局では平成31年の予算の策定期を迎えているという時期だと思います。この測量が1年かかる、その前に直近で31年が、どのような予算を考えているのか。

それから工事ですけども、3・4年という工事で、差し替えなければ今考えている工事のどのような概要があるのか、もう一度お尋ねをしたいと思います。

議長 (山本俊康君) 建設課長。

建設課長 (中村安宏君) 建設課長です。岡野議員の再質問、打ち合わせがいつかという話でございますけども、なるべく早めにやっていきたいと思います。先ほど議員さんもおっしゃいましたけれど、仮に31年の予算のことを考えますと、それ以前に測量設計の予算をとるということは、地権者等の内諾、それから地元の内諾、こういうものは一応後ろ盾として必要だということで考えていますので31年の予算に間に合わせるを想定しますと、なるべく早めにその点は行っていきたいということで考えております。

これは相手のある話なものですから、確実に31年という話ではありませんけれども、最短で考えるとそういうことになってくると思います。

それから工事の概要ということでございますけれども、それこそ今のところは概略設計というかたちで、地元の役員さん等には、大体の図面はお見せした経緯はございますけども、まずこの請願、要望の区間につきましては、^{きょうさく}狭窄箇所が一番のネックになっているところですね。今このプロジェクトに映っている箇所、これが一番狭いところです。

それともう1箇所、第2幸治橋を渡りきったところが、今、主道路となっている沢下中川原線がT字にぶつかるような構造になっておりますので、このT字の部分を少し滑らかに曲がれるようなかたちで、T字を解消して通りやすいような道路に拡幅していくというような概要です。

この2箇所が主に工事内容としてあるんですけども、この狭い箇

所につきましては、河川の方に少し良い道路を拓げるようなことも考えられるということで、河川にブロックを積んで、道路を広くするというようなことを今のところは考えております。

もう一点、先ほどの第2幸治橋を渡った交差点につきましては、ここにつきましては河川と反対側を少し用地の協力をいただきながら、大きくカーブするようなかたちで、拡幅していくというようなことで、大きく分けてこの2点の工事で考えております。同時にこの2箇所をやると、通行規制の期間が長くなったりしますので、これを1工区・2工区というようなことで分けて、3から4年で完了させたいということで考えております。以上です。

議 長
町 長

(山本俊康君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄君) 少し補足をさせていただきますと、建設課長からお答えしたように、まずは町内会の役員の皆さん、そして議員さんに案をお示しをして打ち合わせをし、その後地元との合意形成を図っていくということでございます。

何と云っても、一番大切なところは地元との合意形成、地権者のご理解でありますので、そのご理解が得られる前に、いつから事業を始めますよということは、私どもといたしましても申し上げられませんので、そこはご理解をいただきたいと思っております。

また、向天方下町内会で行われました森町を語る会で、地元の方から農業用施設、サイフォンの取扱いについてのご提案をいただいておりますが、その可能性についても、今後調査をし、探ってまいりたいと思っております。

それによつては、工事内容も変わってくる可能性もありますので、今申し上げましたのは飽くまでも現時点での計画予定ということで、最初の答弁でも申し上げましたように、地元企業の協力というものがないと、なかなか事業を進めることが難しい、その辺の事情によつて工事期間も、また変更になってくる可能性もありますので、まだまだ流動的であるというところをご理解をいただきたいと思っております。

議長 (山本俊康君) これで一般質問を終わります。

日程第26、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いをします。

お諮りします。

議員派遣については、これを決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (山本俊康君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり決定しました。

日程第27、第一常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

第一常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (山本俊康君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第28、第二常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

第二常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご

異議ありませんか。

議長

(「異議なし」と言う者多数)

(山本俊康君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第29、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

議長

(「異議なし」と言う者多数)

(山本俊康君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

(午後4時17分 ~ 午後4時26分 休憩)

議長

(山本俊康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、町長から、議案第60号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程1の第1として、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

議長

(「異議なし」と言う者多数)

(山本俊康君) 「異議なし」と認めます。

議案第60号を日程に追加し、追加日程1の第1として、議題とすることに決定しました。

追加日程1の第1、議案第60号「森町教育委員会教育長の任命に

ついて」を議題とします。

本案については、比奈地敏彦君の一身上に関する事件であると認められますので、同君の退場を求めます。

(退 場)

議 長 (山 本 俊 康 君) 職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (山 本 俊 康 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第60号「森町教育委員会教育長の任命について」提案理由の説明を申し上げます。

これまで教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会が行うこととされておりましたが、平成27年4月1日に同法が改正され町長が議会の同意を得て行うことになりました。

教育長の比奈地敏彦氏の任期が9月30日をもって満了となりますことから、引き続き同氏を森町教育委員会教育長として任命したく、同法第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

比奈地氏は平成26年4月1日から教育長として4年6箇月間務められ、豊かな見識と確固たる教育理念に基づき、子ども一人ひとりのニーズに応じた教育の充実や、発達支援を必要とする子どもたちへの支援体制の強化を図るなど、本町の教育行政の充実、発展に尽力をいただいております。

また、将来にわたって、子どもたちにより良い教育環境を提供するため、学校はどうあるべきか具体的に検討するに当たり、中心となって取り組んでいただきました。そして、本年度教育委員会としての方向性を取りまとめていただきました。私もこれを受け止め学校再編について、教育委員会に提案させていただきましたので、比奈地氏には教育長として新しい学校づくりに取り組んでいただけるものと期待しております。

以上のことから、比奈地敏彦氏は教育委員会教育長として適任でありますし、今後も森町の教育行政に引き続きご尽力をいただきたい方でございますので、再任をお願いすべく議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は平成30年10月1日から平成33年9月30日までの3年間となります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 (西田彰君) 比奈地氏の教育長としての活躍、仕事ぶり、非常に良いものがございまして、私も信頼をしているわけです。しかし、今回、教育委員長も兼ねてということになってくるわけですが、少し仕事の、いや教育委員会の委員長が今回なくなって、それも兼ねた教育長ということで、教育長というかたちになるんですよね。

教育委員会の委員長はなくなって、トップが教育長。教育委員会のトップは教育長ということで、仕事なんですけども、今までの仕事に加えて、教育委員長の仕事も入ってくるということだと思えますけども、その辺の職務、常勤ですので当然それをこなしていくと思えますけども、相当増えてくるのか、今までとそんなに変わらないのか、一度答弁をいただいたような気もするんですけど。

議長 (山本俊康君) 条例の案件だと思いますので、もう少し簡単に。

10番議員 (西田彰君) ですから、今から任命するわけですけど、任命というか同意するわけですけど、仕事の内容が変わるのか変わらないのかということを知りたい。特に今までよりも忙しくなるのか。

議長 (山本俊康君) 学校教育課長。

学校教育課長 (西谷ひろみ君) 学校教育課長です。教育委員長という役職がなくなりますので、今まで教育委員長の職務というのは、委員長

委員会の会議を主催するということでした。また、教育委員会を代表するというのが教育委員長でした。

そして、教育長の職務は教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさど司ること、それから事務局の事務を統括し所属の職員を指揮監督するというのが今までの教育長の役割でした。今までのものは引き続き職務として引き継ぐわけですが、委員長が行っていた教育委員会を代表するという部分と、教育委員会の会議を主催するところが教育長が担っていくところになりますので、会議そのものはもちろん教育長、今まで定例会には当然出席をしておりましたが、教育委員会の中の構成員として委員長の司会の下、出席をしていたわけですが、そこが議事進行を教育長が行うことになります。

また、代表ということで、今回も一般質問をいただいておりますけれども、教育委員長宛てにいただいていた部分が、これからは教育長にご質問いただくというかたちになってまいります。

ですので、今でも責任ある事務に関しましては、全て司っておりましたので、そういった責務に関しては今まで通りですので、大きく変わるところは、今言った会議を主催するところかと思えます。以上です。

議長 (山本俊康君) 9番、鈴木托治君。

9番議員 (鈴木托治君) 比奈地教育長は、森町の学校の統合問題を抱えておまして、それこそ今までの経過とか、あるいは統合に際する考え方を熟知しているものと思えますので、少なくともこの統合が達成されるまでは、やはり教育長としては必要な人物だなと思えます。

そこで、4年間の下で働いてきた西谷学校教育課長は比奈地氏を、適切、公平な判断ができる人物だと思いますか。公平、適切にお答えください。

議長 (山本俊康君) 学校教育課長。

学校教育 (西谷ひろみ君) 私も教育委員会にいますので、教育長の任期

課 長 中、その下で働かせていただきました。ふだんの学校の教職員が教育長に寄せている信頼と尊敬というのは日々感じているところです。

気さくな性格でいらっしゃるので、校長の皆さんもいろいろな報告とか相談もしやすいという中で、学校と委員会の距離も大変近く、連携もうまくとれているなということは常に感じています。

公平、適切というところについても、どこの学校のどの校長ということもなく、全ての学校を公平に見ている中での日々の対応をしていらっしゃると感じています。毎月、月初めに園長校長会というのを開催していますけども、冒頭、毎回教育長から訓示というものがあります。校長の労をねぎらいつつも、指導すべきところはしっかり伝えて、教育者としてのあるべき姿というものをいつも近くで見させていただいて、私自身も大変、毎月の訓示を聞くことが勉強になっているところです。以上です。

議 長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

6番、小澤哲夫君。

6番議員 (小澤哲夫君) 6番、小澤です。今、比奈地教育長の現在の仕事ぶり、何なり何なりの質疑がございました。教育長に値するお人柄というお話がございました。そのとおりだと私も思います。ここ何年来お付き合いをさせていただいて、私もよく承知しているところではございます。

今回、今言った総合教育会議の中で、教育長というお立場になられるということで、できれば今後の3年間の抱負なり、その目標なりというものをお聞かせいただいてから、この任命というのが賛否を問えたら有り難いなというような思いでございますが、その点については、いかがでございましょうか。

議 長 (山本俊康君) 皆さん方に可決同意をいただければ、この後に本人から、今まではこういう席で本人からの所信表明みたいなかたちではなかったわけですが、今日は本人がこの議場におられます。今までは副町長等々については、議場におられなかった場合は

そういうことはなかったわけですが、今回は議場におられますので、後ほど、本人から発言を許していきたいと思っております。

ただ、本人のことに關することですので、今は退場しておりますので、ここでというわけにはいかないというふうに思いますので、同意された以降、本人よりそうした所信を述べていただくような機会を今回はあえて設けさせていただきましたので、それでいかがでしょうか。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま本人から抱負をということでございますが、本件につきましては町長の提案している議案でありまして、それにつきましては、私から提案理由を述べさせていただきます。その提案理由をもってご判断いただきたいと思います。

議長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (山本俊康君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第60号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (山本俊康君) 起立全員です。

したがって、議案第60号「森町教育委員会教育長の任命について」は、同意することに決定しました。

比奈地敏彦君の入場を許します。

(入場)

議長 (山本俊康君) ただいま同意された、教育長、比奈地敏彦君が議場におられます。

教育長

教育長、比奈地敏彦君の発言があれば、発言を許します。

(比奈地敏彦 君) この9月議会におきまして、新教育長として議会のご同意をいただき、引き続き、教育長の職務を務めることになりました。職務を果たせるよう、本当に誠実に努力していきたいとそうように思います。よろしく願いいたします。

新教育長というものについては、昨年くらいから議案の中に出ていますように地教行法が変わりまして、いろいろな変革の中で現れた名称でございます。

正式というか、本当に正直に言うと、静岡県の中では多分私が一番最後じゃないかなと思います。要するに旧体制で残ってるのは森町だけだと思っておりますので、私が新教育長制度で最後になったと、ご理解もお願いしたいとそうように思います。

教育委員会ですので、それこそ仕事の政治的な中立性とか継続性、安定性というのはもちろんでございますけども、やはり地方行政のいろいろな責任の明確化という部分が多々課せられてきておりますので、こういう部分については、より首長との連携強化を図りながら、また町民のニーズ、要求等にもしっかりと答えられるように、迅速にという言葉が当てはまるかは分かりませんが、スピーディにできる限りの対応をしていけたらと、そうように思うところでございます。

森の教育というものを毎年作っております。そういう部分については、本年度も見直しをさせていただいたわけですが、やはり町長の掲げている第9次の総合計画の施策というのもありますので、そういうところの整合性を、教育的な観点の中で見直しをさせていただいて、できるところから堅実にやると。そのスタンスは続けさせていただけたらと、そうように思います。

私の抱える仕事の範疇^{はんちゆう}というのは、学校教育だけではございません。ですので、学校教育、家庭教育、社会教育、生涯学習、文化振興、町民スポーツ、ありとあらゆる部分で私が関わっていくわけでございますので、本当に森町に住む人々、子どもたちが本当に森

に住んで良かったと言えるような教育施策になれるように、知恵を絞って、できる範囲で頑張っていけたらと、そのように思うところでございます。

とりわけ、今回の議会でもお話、議案に上がりましたが、未来の森町の学校のあり方についての近々の課題としての小規模校の再編に着手するわけでございますけども、教育の本当に受益者の保護者とか、地域の住民のそういう皆さんの子どもたちを思う気持ち、又は地域を思う気持ちというものを、再度確認をしながら、諸課題の解決に向けて、できる限り本当に誠実に取り組みたいと、そのように思っております。

今回から教育委員という立場は離れるわけでございますが、教育委員又は事務局職員、本当に学校の第一線にいる現場の教職員と一丸になって森の教育の充実、発展又は飛躍のために頑張っていきたいなど、そのように思います。

議員の皆様のご支援ご協力をお願いして挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 (山本俊康君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年9月森町議会定例会を閉会します。

(午後4時45分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

平成30年9月26日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上